

経済産業省関連予算案等の概要について

～令和2年度第3次補正予算・令和3年度予算案の補助金等について～

令和3年2月



経済産業省
関東経済産業局

1. 令和2年度3次補正予算・令和3年度当初予算案の全体概要

2. 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

3. 事業者向けの主な補助金

(1) 補助金申請システム「Jグランツ」

(2) 中小企業等事業再構築促進事業

(3) 生産性革命推進事業

① ものづくり・商業・サービス補助金

② 持続化補助金

③ IT導入補助金

(4) サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金

(5) 戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）

(6) 資金繰り支援・事業承継・引継ぎ推進事業、事業承継・世代交代集中支援事業

(7) カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発に対する継続的な支援を行う基金事業（仮称）

(8) 産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業

(9) 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

4. 参考情報

(1) 補助金申請のポイント

(2) 中小企業基本法

(3) よろず支援拠点

(4) 問い合わせ先、メルマガ登録のご案内

1. 令和2年度3次補正予算

令和3年度当初予算案の全体概要

経済産業省関係令和2年度3次補正予算案・令和3年度当初予算案のポイント

- 経済産業省関係の令和3年度当初予算と3次補正は、全体合計5兆9,221億円。
- 当初予算案、3次補正予算案をあわせて15ヶ月予算として、経済産業政策を強力に推進。
- 「新たな日常」の先取りによる成長戦略～ウィズコロナ/ポストコロナ時代に求められる構造転換に向け、長期視点に立った日本企業の変革を後押し・加速～

【令和2年度3次補正予算、令和3年度当初予算】

	R2年度 + R3年度 3次補正案 当初案	R2年度当初
一般会計（エネ特繰入及びカーボンニュートラル除く）	2兆6,417億円+3,517億円	3,494億円
うち、中小企業対策費	2兆 2,834億円+1,117億円	1,104億円※1
うち、科学技術振興費	1,238億円+1,090億円	1,079億円※2
うち、その他	2,345億円+1,309億円	1,311億円※1
エネルギー対策特別会計・カーボンニュートラル	2兆 270億円+7,454億円	7,481億円
うち、カーボンニュートラル（基金）	2兆 円	—
うち、エネルギー需給勘定	265億円+5,724億円	5,754億円
うち、電源開発促進勘定	5億円+1,679億円	1,675億円
うち、原子力損害賠償支援勘定	50億円	52億円
特許特会	1,562億円	1,649億円
経済産業省	4兆6,688億円+1兆2,533億円	1兆2,624億円

I. 「新たな日常」の先取りによる成長戦略

～ウィズコロナ/ポストコロナ時代に求められる構造転換に向け、長期視点に立った日本企業の変革を後押し・加速～

デジタル改革

- (1) デジタルを活用した産業の転換
- (2) デジタル基盤・ルールの整備

グリーン社会の実現

- (1) 脱炭素化に向けたエネルギー転換
- (2) 循環経済への転換

中小企業・地域

- (1) 「新たな日常」下での中小企業支援
- (2) 地域経済の強化と一極集中是正

レジリエンス、健康・医療

- (1) サプライチェーン強靱化・サプライネットの構築
- (2) 経済・安全保障を一体として捉えた政策の推進
- (3) 国民の命を守る物資の確保
- (4) 予防・健康づくりの実現

人材育成、イノベーション・エコシステムの創出

- (1) 変革を実現する人材の育成
- (2) イノベーション・エコシステムの創出

II. 国内政策と一体となった対外経済政策

- | | | |
|-------------|---------------|--------------|
| (1) 国際協調の維持 | (2) 有志国との連携強化 | (3) 海外展開支援強化 |
|-------------|---------------|--------------|

III. 最重要課題：廃炉の安全かつ着実な実施／福島復興を着実に進める

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 廃炉の安全かつ着実な実施 | (2) 福島復興を着実に進める |
|------------------|-----------------|

基本的な課題認識と対応の方向性

- コロナの影響により大きな打撃を受けた中小企業等の事業継続や経営転換等を支援するとともに、事業承継や生産性向上といった構造的問題に対応することが喫緊の課題。
- 第3次補正予算案及び当初予算案を合わせて15か月予算として、①「事業継続や事業再構築の後押し」、②「事業承継・引継ぎ・再生等の支援」、③「生産性向上による成長促進」に取り組み、コロナ危機の克服及び危機を契機とした構造転換による低成長からの脱却を図る。
- 加えて、④「経営の下支え、事業環境の整備」、⑤「災害からの復旧・復興、強靱化」にも粘り強く取り組む。

中小企業対策費	R2当初（R1補正）	R3当初（R2三次補正）
	1,104億円※（4,067億円）	1,117億円（2兆2,834億円）

※内閣官房IT室に移管される予定のデジタルガバメント実現に係る事業のR2年度見合い分（約7億円）は控除。

※網がけ欄の支援措置は、対応する主な措置を例示したもの。

①事業継続や事業再構築の後押し

- 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらを通じた規模拡大等の事業再構築に取り組む中小企業等を支援する補助金を新設。
- 民間実質無利子融資を年度末まで延長するとともに、中小企業等の経営改善等の取組を支援するための信用保証制度や日本公庫等の融資制度を創設・拡充する。

補正 中小企業等事業再構築促進事業【1兆1,485億円＜R2三次補正＞】

- ・事業再構築補助金を創設し、事業再構築に挑戦する中小企業（中堅企業）に対して最大6,000万円（8,000万円）を補助。中堅企業への成長を目指す中小企業やグローバル展開を目指す中堅企業に対しては、上限を1億円に引き上げ成長を強力に支援。

補正 中小企業等の資金繰り支援【8,391億円＜R2三次補正＞】

- ・民間金融機関を通じた実質無利子・無担保融資を令和3年3月まで延長。また、中小企業の経営改善等を支援するために新設する信用保証制度や事業再生を支援する信用保証制度の保証料を大幅に軽減するとともに、日本公庫による業態転換等の設備投資や事業再生等の融資制度について、適用金利を引き下げる。

②事業承継・引継ぎ・再生等の支援

- 経営者の高齢化が進む中、事業承継は喫緊の課題。事業承継・引継ぎを総合的に支援する体制を整備し、プッシュ型の支援に転換。
- 事業承継・引継ぎを契機とした経営革新に挑戦する中小企業を後押しするため、事業承継・引継ぎ補助金を措置し、承継等を機縁とした成長促進を強力に支援。
- コロナ危機により中小企業再生支援協議会に対する相談が急増、中小企業等の再生計画策定の要望に十分に応じられるよう体制を拡充する。

補正 事業承継総合支援事業【95.0億円（75.1億円）の内数／56.6億円の内数＜R2三次補正＞】

- ・事業引継ぎ支援センターを「事業承継・引継ぎ支援センター」へ発展的に改組し、事業承継に関する総合的な支援を実施。

補正 事業承継・世代交代集中支援事業【16.2億円（新規）／56.6億円の内数＜R2三次補正＞】

- ・M&A時の専門家活用費用や事業承継・事業引継ぎを契機とした設備投資等を補助する事業承継・引継ぎ補助金を措置。

補正 中小企業の経営資源集約化に関する税制【新設】

- ・M&A後のリスクに備える準備金、設備投資減税、雇用確保を促す税制措置の3つの措置を一体で講じ、経営資源の集約化を推進。

補正 中小企業再生支援事業【95.0億円（75.1億円）の内数／30.0億円＜R2三次補正＞】

- ・中小企業再生支援協議会によるコロナ危機の影響を受けた中小企業等の再生計画の策定支援等。

③生産性向上による成長促進

- 中小企業等が感染拡大を抑えながらポストコロナに対応したビジネスモデルへの転換等を実現し、生産性向上を図るための支援を継続的に実施する。
- 研究開発等を支援し、技術力に秀でた中小企業のビジネス展開を促進するとともに、今後の海外展開で重要となる越境EC等を活用し、時代に応じた海外進出を支援。
- デジタルを活用した地域企業・産業の競争力強化と、若者を中心とした人材の地方移動支援等を実施。
- 政府の中小企業向け支援サイトであるミラサポplusの拡充等も実施。

補正 中小企業生産性革命推進事業【2,300億円＜R2三次補正＞】※R1補正でも3,600億円を措置。

- ・設備投資、販路開拓、ITの導入を補助するなど、中小企業の実業性向上に資する継続的な支援を実施。

当初 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン事業）【109.0億円（131.2億円）】

- ・ものづくり基盤技術に関する研究開発支援（3年間最大9,750万円）。

当初 JAPANブランド育成支援等事業【8.0億円（10.0億円）】

- ・中小企業による越境ECやクラウドファンディングを活用した海外展開や、コロナ危機を契機とした新事業展開を図る取組を支援。

当初 地域未来デジタル・人材投資促進事業【11.7億円（新規）】

- ・地域未来牽引企業等を中心とした地域経済を牽引する企業のデジタル化を支援し、地域における高生産性・高付加価値企業の強化・創出を行うとともに、若者人材の地域企業への移動を支援。

④経営の下支え、事業環境の整備

- 補正 当初 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援【40.9億円（42.4億円）／9.8億円＜R2三次補正＞】
- 当初 小規模事業者対策推進等事業【53.2億円（59.2億円）】
- 補正 GoTo商店街事業【30.0億円＜R2三次補正＞】
- 当初 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業【5.5億円（新規）】
- 当初 中小企業取引対策事業【9.8億円（9.8億円）】

⑤災害からの復旧・復興、事前の備え

当初 補正 ならわい再建支援事業【275.7億円＜R2予備費＞／30.0億円＜R2三次補正＞】

補正 ならわい再建資金利子補給事業【0.5億円＜R2三次補正＞】

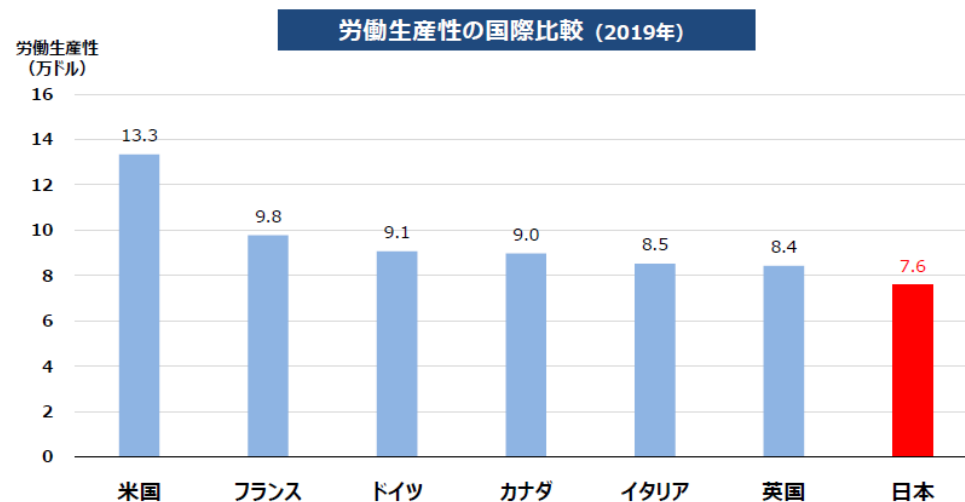
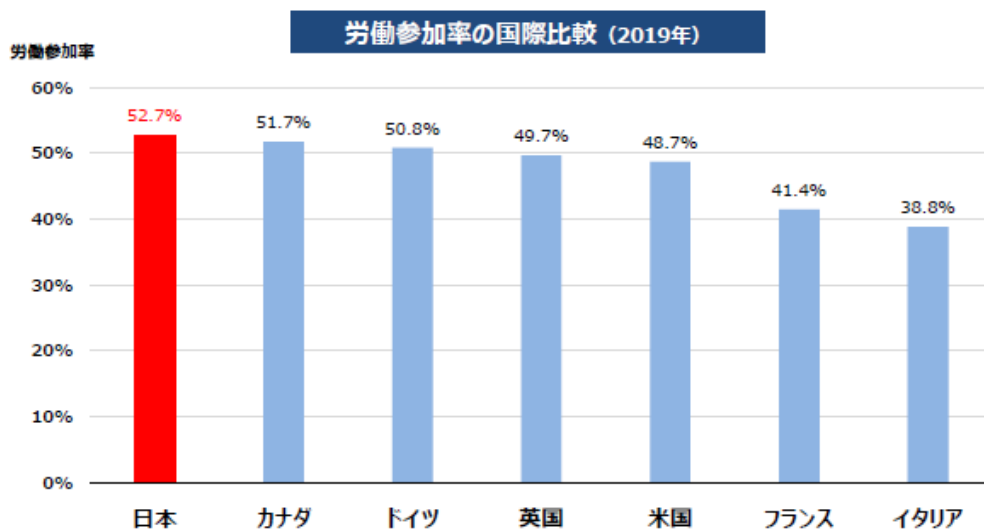
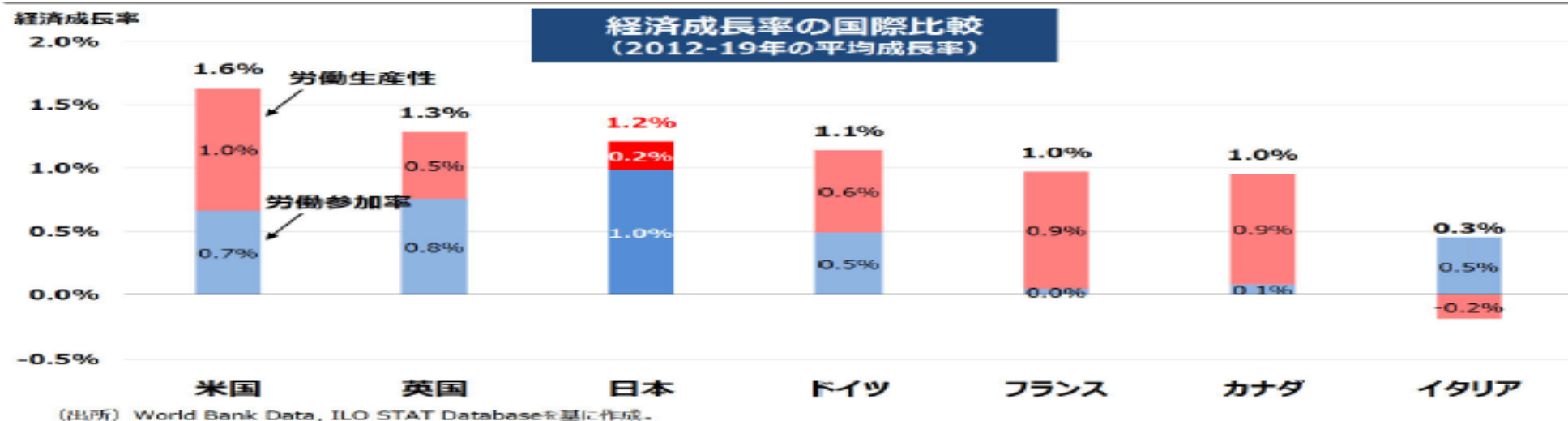
当初 補正 被災小規模事業者再建事業【113.5億円＜R2予備費＞／11.4億円＜R2三次補正＞】

当初 中小企業強靱化対策事業【中小機構運営費交付金177.3億円（175.5億円）の内数】

- ・中小企業の自然災害等への事前対策を促進するため、「強靱化支援人材」を機構の地域本部に配置し、相談体制を整備。

中長期的な課題：経済成長率等の国際比較

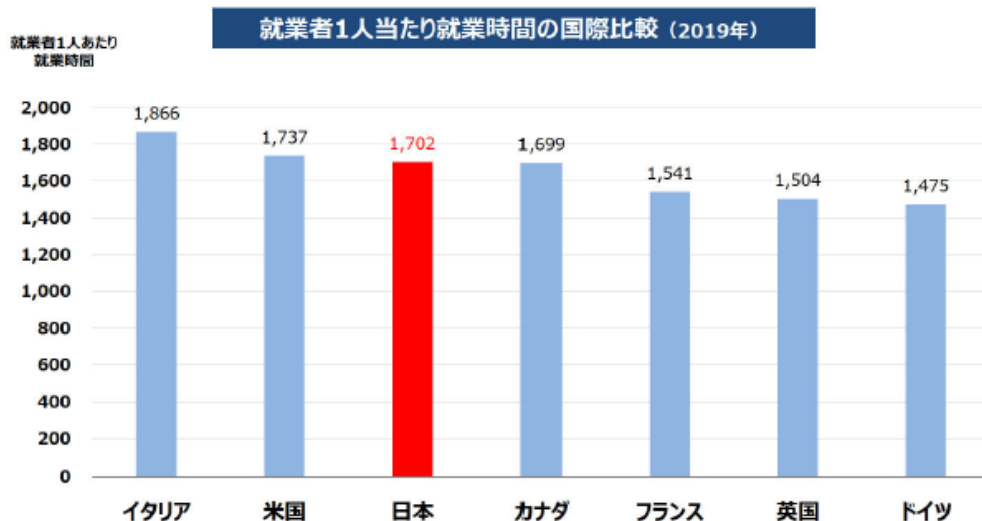
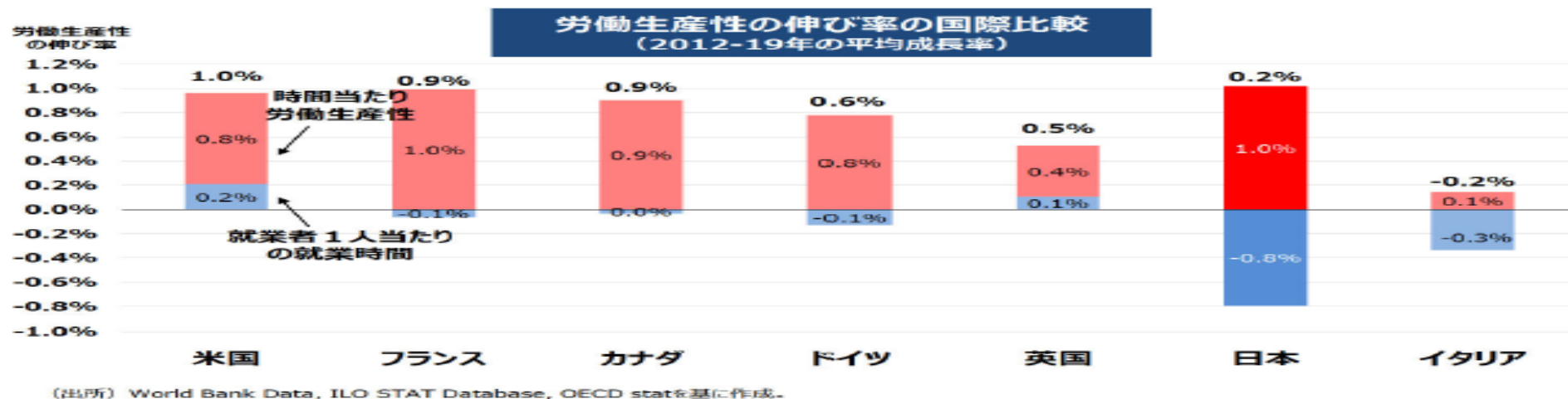
- 近年、日本の経済成長率はG7諸国の中では米国・英国に次いで高い伸び（1.2%/年）。その内訳は労働参加率が大きく寄与し、G7諸国中でも最も高水準。他方、労働生産性は伸び率も水準も低い状況。



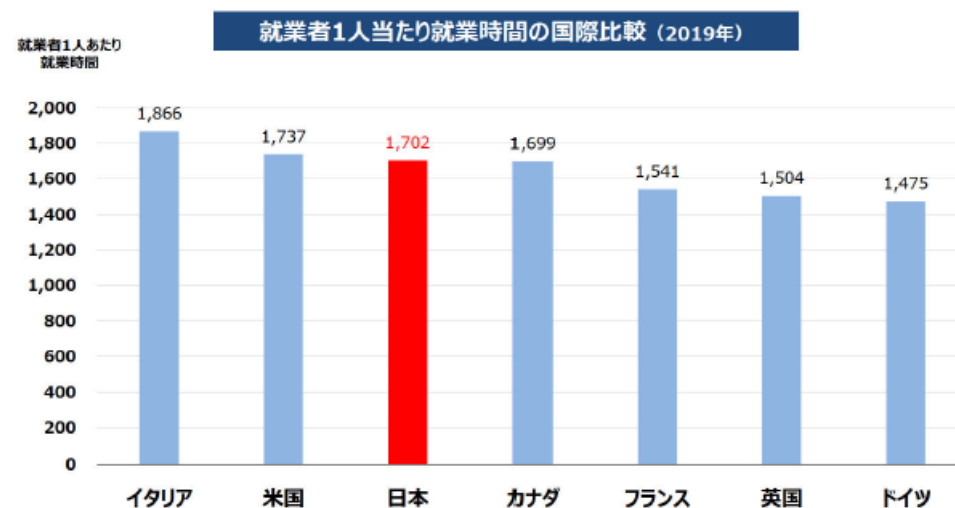
(注) 各国のGDP (米国ドルベース) を就業者で割った値。
(出所) World Bank Data, ILO STAT Databaseを基に作成。

中長期的な課題：労働生産性の国際比較

- 労働生産性の内訳をみると、時間当たり労働生産性の伸びがプラスに寄与し、就業者1人当たり就業時間の伸びがマイナスに寄与。しかしながら、それらの水準を国際比較すると、就業時間数は長い一方、時間当たりの生産性は最下位。



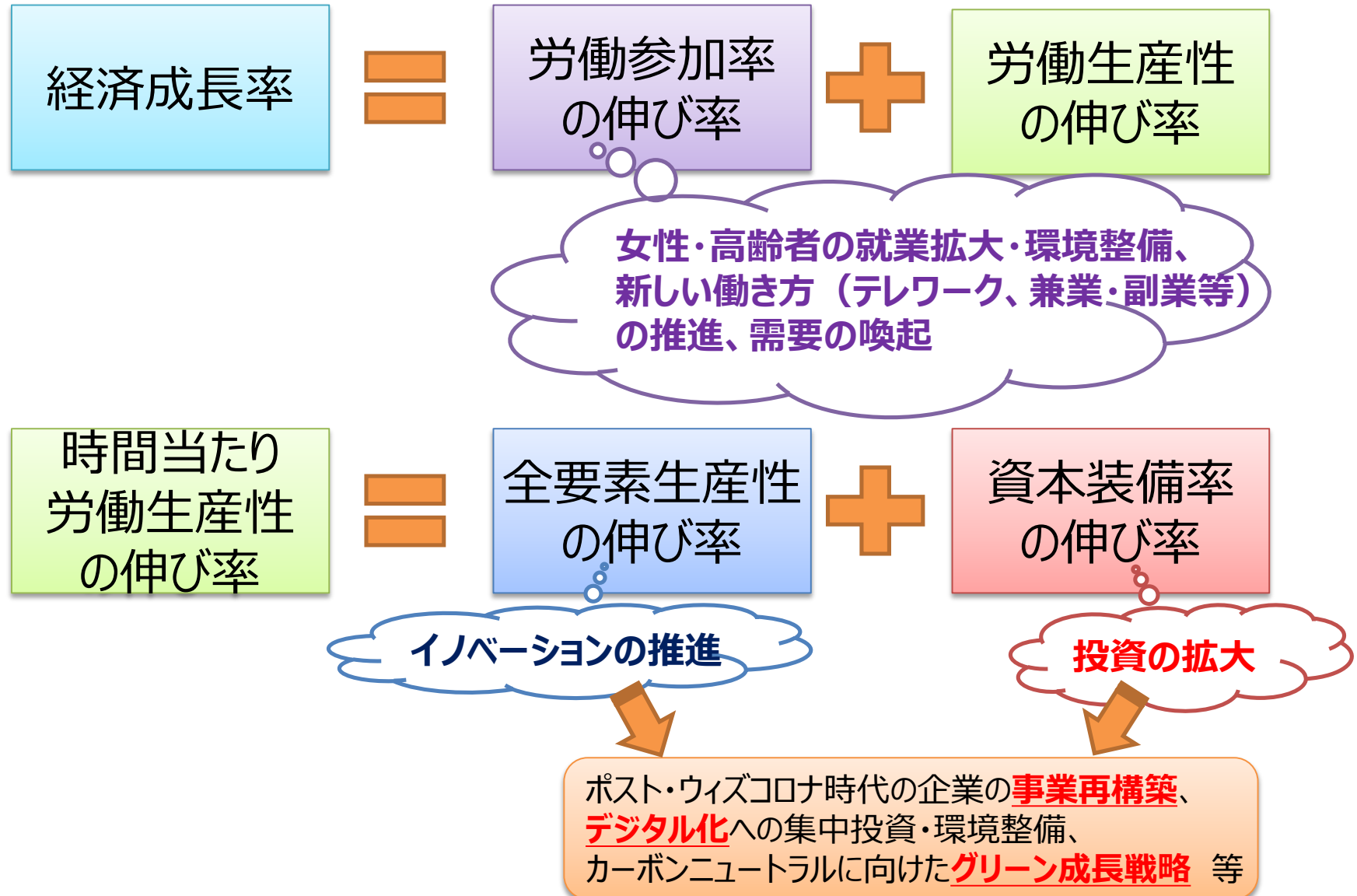
(注) 総就業時間を就業者数で割った値。
(出所) ILO STAT Database, OECD stat を基に作成。



(注) 総就業時間を就業者数で割った値。
(出所) ILO STAT Database, OECD stat を基に作成。

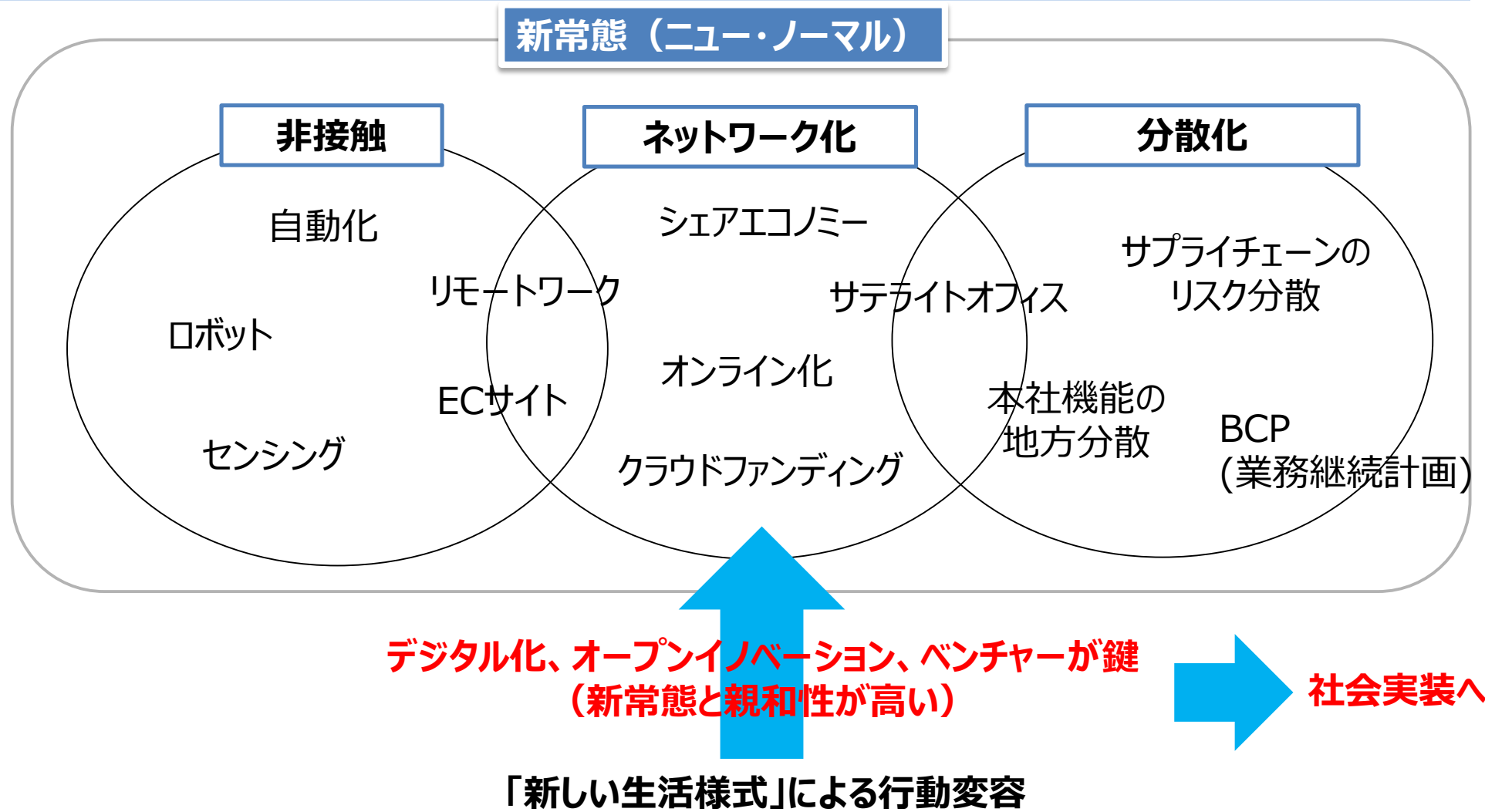
経済成長率の上昇に向けた考え方

～成長戦略会議「実行計画」より～



全体の方向性について

- 強い地域経済を実現するためには、新型コロナウイルス感染症との共存を前提とした、新常態（ニュー・ノーマル）に適応した経済社会システムを構築することが必要。



今後の経済成長に向けた【中長期的】な支援策

1. 事業再構築・レジリエンス強化への取組支援

- 中小企業等事業再構築促進事業【補】
- サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金【補】
- 事業承継・引継ぎ推進事業【補】
- 事業承継・世代交代集中支援事業【当初】
- 中小企業再生支援事業【補】
- 中小企業再生支援・事業承継総合支援事業【当初】

2. デジタル化・イノベーション・販路開拓等への支援

- 中小企業生産性革命推進事業（ものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金）【緊急、補、当初】
- 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【補、当初】
- 戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）【当初】

3. カーボンニュートラルに向けた支援

- カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発に対する継続的な支援を行う基金事業（仮称）【補】
- 産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業【補】
- 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金【当初】
- 中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業【当初】

2. 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

1. 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の概要

- 2021年1月に発令された緊急事態宣言※に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「一時支援金」という。）」を給付いたします。なお、一時支援金の給付要件等は、引き続き検討・具体化しており、変更になる可能性があります。

給付額 = 前年又は前々年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上×3ヶ月

中小法人等	上限 60 万円	対象期間	1月～3月
個人事業者等	上限 30 万円	対象月	対象期間から 任意 に選択した月

給付対象について

ポイント1	緊急事態宣言に伴う 飲食店時短営業又は外出自粛等の影響 を受けた事業者は対象となり得る。 (飲食店時短営業又は外出自粛等の 影響を示す証拠書類の保存 が必要です。申請時に提出は不要ですが、求められた場合は提出してください。)
ポイント2	2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の 売上が50%以上減少 した事業者

- 注1：「飲食店時短営業又は外出自粛等の影響」とは、緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という。）の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことを指します。
- 注2：給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。なお、店舗単位ではなく、事業者単位の給付となります。
- 注3：一方、宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象とはなりません。なお、宣言地域には、同緊急事態宣言が一度発令され、その後解除された地域も含まれます。
- 注4：飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛以外の理由であれば、売上が50%以上減少していても対象外です。
- 注5：都道府県から時短営業の要請に伴う協力金を受給している飲食店は、一時支援金と重複受給できません。

2019年及び2020年の両方の確定申告書が必要です。申請をご検討の方は適正な確定申告を行ってください。
なお、持続化給付金及び家賃支援給付金は課税対象ですので、受給された方は確定申告が必要になります。

※新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき令和3年1月7日に発出した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」

2. 具体的な対象事例及び保存すべき証拠書類等例

対象となり得る事業者の例※¹

飲食店

※都道府県知事から時短営業の要請を受けている飲食店は一時支援金の給付対象外

食品加工・製造事業者

惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、
水産加工業者、飲料加工事業者、
酒造業者 等

器具・備品事業者

食器・調理器具・店
舗の備品・消耗品
を販売する事業者 等

サービス事業者

接客サービス業者、
清掃事業者
廃棄物処理業者 等

流通関連事業者

業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協 等

生産者

農業者、漁業者、器具・備品製造事業者 等

主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者

旅客運送事業者（タクシー、バス、運転代行等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、
観光・遊興関連施設事業者（文化施設、映画館、カラオケ、公衆浴場等）、
小売店（土産物店、雑貨店、アパレルショップ等）、対人サービス事業者等（旅行代理店、
イベント事業者、理容店、美容店、クリーニング店、マッサージ店等）等

上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド
・イベント出演者等

保存すべき証拠書類等の例

- ★ ● 飲食店の営業許可証の保存 1
- ★ ● 営業時間を示す書類・写真の保存
- 宣言地域の個人顧客との取引を示す書類の保存※²等

<飲食店と直接取引をしている事業者> 2

- ★ ● 取引している飲食店の基本情報の保存※³
- ★ ● 2019年から2021年3月の間における
同事業者との取引を示す書類の保存※⁴ 等

<その他の事業者> 3

- ★ ● 顧客事業者の基本情報の保存※³
- ★ ● 2019年から2021年3月の間における同事業者との取
引を示す書類の保存※⁴
- 自らの商品が宣言地域の飲食店に届いていることを示す
書類の保存※⁵ 等

4

- ★ ● 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行って
いることを確認できる書類の保存※⁶
- 宣言地域の個人顧客との取引を示す書類の保存※²等

5

- ★ ● 取引している事業者の基本情報の保存※³
- ★ ● 2019年から2021年3月の間における同事業者との
取引を示す書類の保存※²
- 顧客事業者が、主に対面で宣言地域の個人向けに商
品・サービスの提供を行っていることを示す書類※⁷ 等

※¹対象となり得る業種に該当しても、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けて売上が50%以上減少していなければ対象外。例えば、宣言地域外において、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは対象外。また、公共法人、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、政治団体、宗教法人は対象外。

※²顧客の出身地域が分かる顧客管理システム上の顧客データ、顧客台帳、自社の所在地域への来訪者の居住地域に関する統計データ 等

※³名称、連絡先、所在地、（法人の場合は）法人番号、（飲食店の場合は）飲食店の許可番号 等

※⁴売上台帳、請求書・納品書・領収書等の帳票書類、取引内容が分かる通帳 等

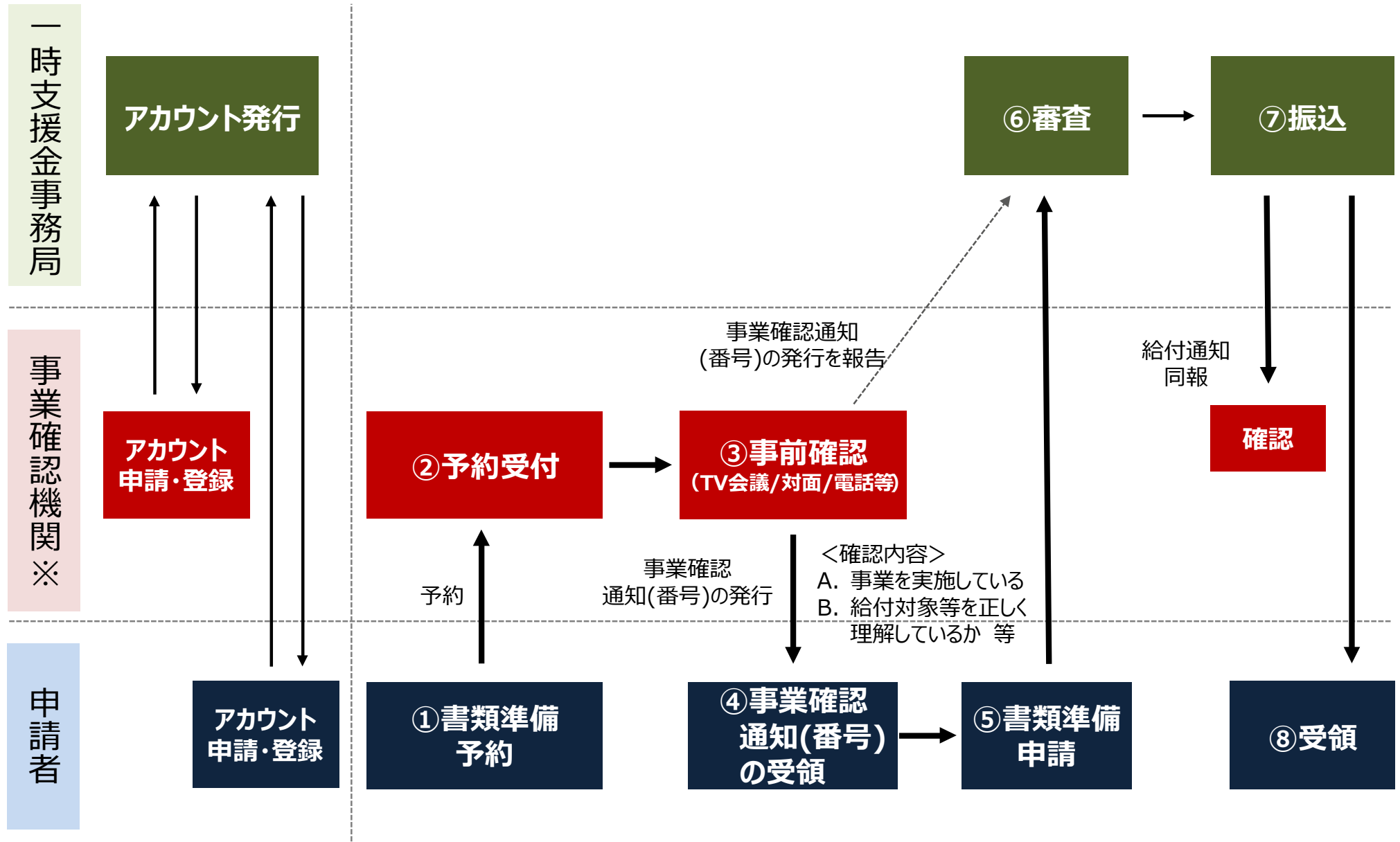
※⁵顧客事業者が宣言地域の飲食店と取引していることを示す書類、宣言地域の卸市場又は流通関連事業者との取引を示す書類や統計データ 等

※⁶商品・サービスの一覧表、店舗写真、賃貸借契約書 等

※⁷顧客事業者の所在地域への来訪者の居住地域に関する統計データ 等（例：観光関連統計（地方公共団体、観光協会、民間企業、V-RESASの統計データなど））

※⁸中小企業庁又は事務局の求めに応じて、サプライチェーンを遡る調査や顧客調査等を通じて、自らが給付対象であることを速やかに明らかにすることの宣誓・同意を求める。

3. 申請から給付までのフロー（給付要件を満たす場合）



※5ページ参照

4. 一時支援金の事業確認（「事業確認通知(番号)」発行）スキーム

- 一時支援金を誤って受給してしまうことを防ぐため、申請予定者が、①事業を実施しているのか、や②一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか等を事前確認します。
- 2月中旬より、申請予定者の①②についてテレビ会議又は対面で事前確認する「事業確認機関」を募集します（次ページ参照）。

※なお、同機関は、日頃から事業状況を把握している会員・顧問先等の事業者について、①を省略し、②のみを電話で確認することができます。その場合は、事後的に会員契約・顧問契約等を確認させていただく場合があります。

- 申請予定の事業者は、申請前に、事業確認機関で、①②の確認を受けて、事業確認通知（番号）の発行を受けてください。

2月下旬 事前の事業確認の受付開始

確認手順

1. 緊急事態宣言の影響の確認に**必要な書類**（下記記載）を準備
2. 全国各地に指定する事業確認機関（2月下旬に事業確認機関の一覧を公開予定）の**予約**
3. 同機関にて、事業の実施状況や宣誓・同意状況等の確認を受けて「**事業確認通知(番号)**」を受理

書類

- ①事業実施 : 2019年及び2020年の確定申告書、
2019年から2021年対象月までの毎月の売上台帳、帳票類及び通帳等
本人確認書類（個人事業者）や登記事項証明書（中小法人）等
- ②給付対象の理解 : 宣誓・同意書（2月中旬に所定の様式を公表予定）

※電話での確認を行う場合は、お手元にご準備ください。

※なお、事業確認機関は、日頃から事業状況を把握している会員・顧問先等の事業者について、①を省略し、②のみを電話で確認することができます。その場合は、事後的に会員契約・顧問契約等を確認させていただく場合があります。

【参考】一時支援金の事業確認機関

- 事業確認機関は、以下の認定経営革新等支援機関、同機関に準ずる機関、その他特定の機関・有資格者から募集（2月中旬以降）する予定です。
- 事業確認機関としての登録を認めた機関等については、2月下旬以降に順次公表していく予定です。

（１）認定経営革新等支援機関

- 中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた税理士、中小企業診断士、行政書士など

（２）認定経営革新等支援機関に準ずる機関

- 商工会
- 商工会議所
- 農業協同組合
- 漁業協同組合
- 預金取扱金融機関
- 中小企業団体中央会

（３）上記を除く機関又は資格を有する者

- 税理士
- 税理士法人
- 中小企業診断士
- 公認会計士
- 監査法人

5. 一時支援金の申請方法

- 事業確認機関において、事前の確認を受けて、事業の実施や一時支援金の給付対象等の正しい理解が確認された場合には、一時支援金事務局が今後設置する申請用のWEBページから申請していただけるようになります。

3月初旬 申請受付開始

申請方法

1. 一時支援金事務局が設置する予定のWEBページにて**アカウント登録**
2. 申請に関わる**基本情報を記載**の上で、以下の**必要書類**を添付
3. **申請ボタンを押下**
※オンラインでの申請が困難な方向けに申請内容の入力のサポートを実施予定

必要書類※¹

- ☐ 確定申告書 : 2019年及び2020年の確定申告書
- ☐ 売上台帳 : 2021年の対象月の売上台帳
- ☐ 宣誓・同意書 : 2月中旬に所定の様式を公表予定
- ☐ 本人確認書類※² : 運転免許証、マイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カード等
※² 個人事業者等の場合
- ☐ 通帳 : 銀行名・支店番号・支店名・口座種別・
口座番号・名義人が確認可能なページ
- ☐ 事業確認通知（番号） : 事業確認機関が発行する事業確認通知（番号）（4ページ参照）

※¹ 特例を用いる場合など、必要書類が追加になる場合もあります。

6. 今後のスケジュール

(※今後変更の可能性あり)

2月10日

- 概要資料の公表（本資料）
- 申請を検討している方等からの給付対象及び保存書類等に関する質問の募集開始
▶Web上の質問フォーム：<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/dajinkanboukaiki/ichijishienkin>

2月15日の週

- 事業確認スキームの詳細の公表
- 認定経営革新等支援機関等による事業確認機関への登録の受付開始（4、5ページ参照）

※2021年2月16日以降に2020年の確定申告の受付が開始されますので、一時支援金の申請をご検討の方は、確定申告を行ってください。ただし、確定申告の義務がない場合やその他相当の事由により提出できない場合は、持続化給付金と同様の特例を設けることを検討しております。（なお、持続化給付金や家賃支援給付金を受給されている方は、確定申告が必要になる場合がありますので正しく手続きを行ってください）

2月22日の週

<前半>

- 一時支援金の詳細（申請要領・給付規程、QA等）の公表

<後半>

- 申請者のアカウント登録の受付開始
事業確認機関による事業確認の受付開始

3月1日の週

- 一時支援金の通常申請の受付開始

※特例申請（9ページのQ7参照）については3月中旬に受付開始の見通し

7. 一時支援金に関するQA①

Q1 自らの事業が給付対象に当てはまるのかを確認したい。

A 事業の具体例は、2 ページに記載しているとおりでありますが、例示している事業であれば必ず給付対象となるわけではありません。また、例示事業に該当しなくとも条件を満たせば給付対象になります。

御疑問点がございましたら、現在、一時支援金の給付対象や保存書類に関する質問を受け付けていますので、所定のフォーム（<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/daijinkanboukaikai/ichijishienkin>）に質問をしていたことが可能です。個別にお返事することは控えさせていただきますが、頂いた御質問のうち、よくある御質問につきましてはQAを作成の上、2 月下旬に公表させていただきます。

なお、2 月下旬に申請要領やQA等を公表する予定としており、個別のお問い合わせにつきましては、申請要領等を公表するタイミングで開設するコールセンターで対応させていただく予定です（個別の審査状況のお問い合わせについてはお受けすることができませんので、審査をお待ちいただきますようお願いいたします）。

Q2 緊急事態宣言の対象地域「以外」に所在する場合でも給付対象になるのか。

A 緊急事態宣言の対象地域以外の事業者であっても、要件を満たせば給付対象となります。

Q3 どのような書類を準備すれば良いのか。

A 2019年及び2020年の確定申告書、2021年対象月の売上台帳、本人確認書類、通帳の写し、事業確認機関が発行する事業確認通知（番号）等を御準備いただくことを想定しております。2021年2月16日以降に2020年の確定申告の受付が開始されますので、申請をご検討の方は確定申告を行ってください。なお、持続化給付金や家賃支援給付金を受給されている方におかれては、同給付金は課税対象であり、（一時支援金の申請に関わらず）確定申告が必要になる場合があります。

Q4 いつから「事業確認」や「申請」の受付を開始するのか。

A 2 月下旬に事業確認機関での確認受付を開始し、3 月初旬に申請受付を開始する予定です。少しでも早く受付を開始できるように準備を進めていきます。

8. 一時支援金に関するQA②

Q5 給付要件を満たしていれば、申請後、迅速に給付されるのか。

A 少しでも早く給付できるように審査体制の確保やシステムの高度化に努めたいと考えておりますが、申請件数が多数に及ぶ場合や申請内容に不備がある場合、申請者において不備の修正や追加書類を提出していただけない場合等は審査にお時間をいただくことがございます。今後、申請する際には、申請内容に不備がないかについて、入力内容と書類に記載の内容の一致や適切かつ鮮明な書類添付等を確認していただきますようお願いいたします。

Q6 どのように申請すれば良いのか。

A 事務局が今後設置する申請用のWEBページを公開いたしますので、同WEBページからオンラインで申請してください。なお、ご本人様による申請が必要であり、代理申請は認めておりませんので、ご注意ください。

Q7 一時支援金では、持続化給付金のように各種特例が設定されるのか。

A 一時支援金では通常の給付要件では受給が難しい事業者向けに以下のような特例を講じることを検討しております。

- ・主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した事業者
- ・2020年に新規開業した事業者
- ・売上に季節性のある事業者
- ・2018年から2020年の間に罹災した事業者
- ・事業収入を比較する2つの月の間に事業承継した事業者
- ・事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した事業者
- ・連結納税を行っている事業者
- ・NPO法人、公益法人等

Q8 一時支援金は、持続化給付金とは主に手続き面で何が違うのか。

A 一時支援金は、持続化給付金と異なり、2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けた事業者が給付対象となり得ます。手続き面では、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を示す証拠書類保存や申請前に事業確認機関から事業確認を受けていただく必要がある点が主に異なります。

3. 事業者向けの主な補助金

- (1)補助金申請システム「Jグランツ」
- (2)中小企業等事業再構築促進事業
- (3)生産性革命推進事業
 - ①ものづくり・商業・サービス補助金
 - ②持続化補助金
 - ③IT導入補助金
- (4)サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金
- (5)戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）
- (6)資金繰り支援・事業承継・引継ぎ推進事業、事業承継・世代交代集中支援事業
- (7)カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発に対する継続的な支援を行う基金事業（仮称）
- (8)産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業
- (9)先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

補助金申請システム「Jグランツ」とは

- 補助金申請システム（Jグランツ※¹）は、補助金の電子申請を行えるシステムです。
- 国や都道府県などの地方公共団体が執行する補助事業（※²）で利用できます。
- 補助金の申請者がJグランツを利用する際には、「GビズID」を利用します。そのため、法人、個人事業主、地方公共団体等を交付対象とする補助金で利用できます。

※1 補助金申請システムのサービス名称。J：Japan グランツ：補助金、助成金

※2 国や地方公共団体が、第三者に交付事務を委託している場合も利用可能

電子申請の事業者にとってのメリット

- ✓ 24時間365日、自宅や職場など、いつでも・どこでも申請が可能です。
- ✓ 移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減が期待できます。
- ✓ 過去に申請した基本情報の再入力や、書類の押印が不要になります。

電子申請にはGビズIDの取得が必要です

- ✓ GビズIDとは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。
- ✓ GビズIDのうち「gBizプライム」でIDとパスワードを取得することで、補助金の電子申請が可能になります。
- ✓ 現時点では、gBizIDプライムアカウントID発行までの期間はおおむね2週間となっておりますので、お早めのご準備をお勧めします。

中小企業等事業再構築促進事業

中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816

令和2年度第3次補正予算案額 **1兆1,485億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことが重要です。
- そのため、新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組や、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。
- また、事業再構築を通じて中小企業等が事業規模を拡大し中堅企業に成長することや、海外展開を強化し市場の新規開拓を行うことが特に重要であることから、本事業ではこれらを志向する企業をより一層強力に支援します。
- 本事業では、中小企業等と認定支援機関や金融機関が共同で事業計画を策定し、両者が連携し一体となって取り組む事業再構築を支援します。

成果目標

- 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）※本事業では電子申請のみを受け付けます。



事業イメージ

補助対象要件

- ①申請前の直近6カ月間のうち、売上高が低い3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して**10%以上減少**している中小企業等。
- ②自社の強みや経営資源（ヒト/モノ等）を活かしつつ、経産省が示す「事業再構築指針」に沿った**事業計画**を認定支援機関等と策定した中小企業等。

補助金額・補助率

	補助金額	補助率
中小企業（通常枠）	100万円以上6,000万円以下	2/3
中小企業（卒業枠）※1	6,000万円超～1億円以下	2/3
中堅企業（通常枠）	100万円以上8,000万円以下	1/2（4,000万円超は1/3）
中堅企業（グローバルV字回復枠）※2	8,000万円超～1億円以下	1/2

※1. 中小企業（卒業枠）：400社限定。

計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※2. 中堅企業（グローバルV字回復枠）：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

①直前6カ月間のうち売上高の低い3カ月の合計売上高がコロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して、

15%以上減少している中堅企業。

②事業終了後3～5年で、付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率**5.0%以上増加**を達成すること。

③グローバル展開を果たす事業であること。

事業再構築のイメージ

- 小売店舗による衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少したことを契機に店舗を縮小し、ネット販売事業やサブスクリプション事業に業態を転換。
- ガソリン車の部品を製造している事業者が、コロナ危機を契機に従来のサプライチェーンが変化する可能性がある中、今後の需要拡大が見込まれるEVや蓄電池に必要な特殊部品の製造に着手、生産に必要な専用設備を導入。
- 航空機部品を製造している事業者が、コロナの影響で需要が激減したため、当該事業の圧縮・関連設備の廃棄を行い、新たな設備を導入してロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための 企業の思い切った事業再構築を支援 (中小企業等事業再構築促進事業)

対象

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業

通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3

卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。
※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

通常枠 補助額 100万円～8,000万円
補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)

グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2

**グローバルV字回復枠：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③グローバル展開を果した事業であること。

緊急事態宣言特別枠

上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

補助額 従業員数5人以下：100万円～500万円
従業員数6～20人：100万円～1,000万円
従業員数21人以上：100万円～1,500万円

補助率 中小企業 3/4
中堅企業 2/3

令和2年度3次補正予算 [3月に公募開始予定]

※今後、事業内容が変更される場合があります。3月に発表される予定の公募要領をご確認ください。

＜事業再構築補助金＞
ウィズコロナ時代の新分野
展開や業態転換に
取り組む事業者に対して
支援

＜ものづくり補助金＞
設備投資を通じた
生産性向上に取り組
む事業者に対する支
援

＜ポイント＞

事業者の新たな挑戦を支援

事業者にとっての、新分野展開／業態転換／事業転換／業種転換／事業再編

＜対象要件＞

- ①売上高減少
- ②事業計画の策定（事業再構築指針）
- ③付加価値額の増加

＜補助金額・補助率＞

	補助金額	補助率
中小企業（通常枠）	100万円以上6,000万円以下	2/3
中小企業（卒業枠）	6,000万円超～1億円以下	2/3
中堅企業（通常枠）	100万円以上8,000万円以下	1/2(4,000万円超は1/3)
中堅企業（グローバルV字回復枠）	8,000万円超～1億円以下	1/2

中小企業等事業再構築促進事業活用例

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業 喫茶店経営 ⇒飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。	飲食業 居酒屋経営 ⇒オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。	飲食業 レストラン経営 ⇒店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施。
飲食業 弁当販売 ⇒新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。	小売業 衣服販売業 ⇒衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。	小売業 ガソリン販売 ⇒新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。
サービス業 ヨガ教室 ⇒室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。	サービス業 高齢者向けサービス ⇒一部事業を他社に譲渡。病院向けの給食、事務等の委託サービスを新規に開始。	製造業 半導体製造装置部品製造 ⇒半導体製造装置の技術を活用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。
運輸業 タクシー事業 ⇒新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。	製造業 航空機部品製造 ⇒ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立ち上げ。	製造業 伝統工芸品製造 ⇒百貨店などでの売上が激減。ECサイト（オンライン）での販売を開始。
食品製造業 和菓子製造・販売 ⇒和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始。	建設業 土木造成・造園 ⇒自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。	情報処理業 画像処理サービス ⇒映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。

補助対象経費の例

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等

【注】補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

※公募開始は3月となる見込みです。

※jGrants（電子申請システム）での申請受付を予定しています。GBizIDプライムの発行に2〜3週間かかりますので、補助金の申請をお考えの方は事前のID取得をお勧めします。⇒ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※認定経営革新等支援機関は、中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。⇒ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

担当課 中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課 03-3501-1816

詳細はこちら（経済産業省HP）

既存事業（介護事業）を譲渡し、配達飲食サービス、事業サービス業へ転換

既存事業（飲食店）を縮小し、持ち帰り配達飲食サービスへ業態を転換

サービスの新しい提供方法への転換

既存事業を見直し、新分野への展開

食品製造業から化学工業への転換、進出

3. (3)生産性革命推進事業

- 生産性革命推進事業は、3つの補助事業の総称。

ものづくり補助金

中小企業等が行う革新的なサービス開発・試作品開発生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

持続化補助金

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。

IT導入補助金

中小企業等が行うバックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。

・生産性革命推進事業では、①ものづくり・商業・サービス補助金（以下、ものづくり補助金）、②小規模事業者持続化補助金（以下、持続化補助金）、③IT導入補助金の3つの補助金を用意。

・3事業の従来からの変更点として、**通年での公募**となるため、十分な準備をした上で、都合の良いタイミングで、申請・事業実施が可能です。（**締切日は複数回設けられます。**）

・令和2年度第3次補正予算では、感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応したITツールの導入等を支援するため、「特別枠」を新特別枠「**低感染リスク型ビジネス枠**」に改編すると同時に、「事業再開枠」を廃止。

中小企業生産性革命推進事業

令和元年度補正予算案額 3,600億円

事業の内容

事業目的・概要

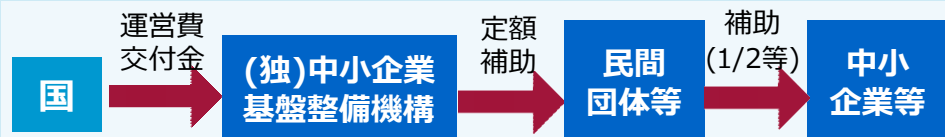
- 中小企業は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり相次ぐ制度変更に対応することが必要です。
- このため、中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の実業性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業（仮称）」を創設し、中小企業の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施します。
- 当該事業を通じて、賃上げにも取り組んでいただきます。なお、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援します。

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件とします。（持続化補助金及びIT導入補助金の一部事業者は加算要件）
※要件が未達の事業者に対して、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合や、付加価値額が向上せず賃上げが困難な場合を除き、補助金額の一部返還を求めます。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後3年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が9%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が4.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、販路開拓及び生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80%とすることを目標とします。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後3年以内に、補助事業者全体の労働生産性の9%以上向上を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【基幹業務①】補助事業の一体的かつ機動的運用

- ①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
（補助額：100万～1,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3）
中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。
- ②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
（補助額：～50万円、補助率：2/3）
小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。
- ③サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
（補助額：30万～450万円、補助率1/2）
中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。

【基幹業務②】先進事例や支援策の周知・広報

生産性向上に関する中小企業の先進事例を収集し、上記以外の支援策とともに、ホームページ等で幅広く情報発信します。

【基幹業務③】相談対応・ハンズオン支援

制度対応にかかる相談に応じ、事業計画の策定段階から、国内外の事業拡大等にかかる専門家支援やIT化促進支援を提供します。

（使い勝手向上のポイント）

- 通年で公募し、複数の締め切りを設けて審査・採択を行うことで、予見可能性を高め、十分な準備の上、都合のよいタイミングで申請・事業実施することが可能になります。
- 補助金申請システム・Jグランツによる電子申請受付を開始します。
- 過去3年以内に同じ補助金を受給している事業者には、審査にて減点措置を講じることで、初めて補助金申請される方でも採択されやすくなります。

予算	事業類型	概 要	補助上限	補助率
R 1 補正予算 (ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業)	一般型	新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び、試作開発を支援。(通常枠)	1,000万円	中小1/2 小規模2/3
		新 5次～ 低感染リスク型ビジネス枠 補助上限1,000万円、補助率 2 / 3 特別枠 対人接触機会の減少に資する製品開発や設備投資、システム構築等		
	グローバル展開型	海外事業（海外拠点での活動を含む）の拡大・強化等を目的とした設備投資等の場合、補助上限を引き上げ。(通常枠)	3,000万円	中小1/2 小規模2/3
※ 個者 ※中小機構が実施 新特別枠は R 2 年3次 補正予算	ビジネスモデル構築型	中小企業30者以上のビジネスモデル構築・事業計画策定のための面的支援プログラムを補助 (例：面的デジタル化支援、デザインキャンプ、ロボット導入 F S 等)	1億円	大企業1/2 その他2/3
R 3 当初予算 (ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業)	企業間連携型	複数の中小企業等が連携して行う高度なプロジェクトを最大2年間支援。 (連携体は5者まで)	2,000万円 ／者	中小1/2 小規模2/3
	サプライチェーン効率型	幹事企業が主導するサプライチェーン全体を効率化する取組を支援。 (連携体は10者まで)	1,000万円 ／者	中小1/2 小規模2/3
※ 連携体 ※経産省が実施				

中小企業生産性革命推進事業の特別枠の改編

令和2年度第3次補正予算案額 2,300億円

中小企業庁 技術・経営革新課
中小企業庁 小規模企業振興課
商務・サービスG サービス政策課

03-3501-1816
03-3501-2036
03-3580-3922

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るため、中小企業のポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させる必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、令和2年度一次・二次補正で措置した特別枠を新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）に改編します。（※現行の特別枠は令和2年12月で募集終了）

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
 - 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後2年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
 - サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- ※ 3事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や賃上げは求めないこととします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【低感染リスク型ビジネス枠における各補助事業の拡充内容】

補助上限・補助率	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金 (設備導入、システム構築)	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円(※)・3/4 ※ 感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円(※)・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

（補助額：100万～1,000万円、補助率：2/3）
対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援します。

<公募スケジュール>

- ・5次締切：令和3年2月19日（金）
※低感染リスク型ビジネス枠も公募開始済み
- ・6次締切：令和3年5月頃

ものづくり・商業・サービス補助金に 新型コロナウイルス対応の「低感染リスク型ビジネス枠」を創設！

「低感染リスク型ビジネス枠」のメリット

01

補助率が2／3

02

広告宣伝・販売促進費
を補助対象に

「低感染リスク型ビジネス枠」の申請要件

新型コロナウイルスの感染拡大及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた投資をすること

物理的な対人接触を減じることに資
する革新的な製品・サービスの開発

例：AI・IoT等の技術を活用した遠隔操
作や自動制御等の機能を有する製品開発（部
品開発を含む）、オンラインビジネスへの転
換等

物理的な対人接触を減じる製品・
システムを導入した生産プロセ
ス・サービス提供方法の改善

例：ロボットシステムの導入によるプロセ
ス改善、複数の店舗や施設に遠隔でサービ
スを提供するオペレーションセンターの構
築等

ポストコロナに対応するビジネス
モデルの抜本的な転換に係る設
備・システム投資

キャッシュレス端末や自動精算機、空調設備、
検温機器など、ビジネスモデルの転換に対
して大きな寄与が見込まれない機器の購入は、
原則として、補助対象経費になりません

※本補助金の申請には「GビズIDプライムアカウント」が必要です。取得未了の方は本補助金にご応募できません。

※本資料は令和2年度ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助事業の予告版です。

公募は令和2年度三次補正予算の成立後に開始いたします。

※なお、本事業は、令和2年度三次補正の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容等が変更される場合があります。応募にあたっては、令和2年度三次補正予算成立後の公募要領をご覧ください。

グローバル展開型を創設！

「グローバル展開型」の特徴

01

補助金の上限額が
3,000万円

下限額は1,000万円
海外旅費を補助対象に

02

海外展開の手法により、
4類型で対応

事業の特性から、
最も適した類型を選択可能

03

実施期間は
12か月以内

グローバル展開の特性から
一般型よりも長い事業実施期間を
設定

4つの「類型」

海外事業(海外拠点での活動を含む)の拡大・強化等を目的とした設備投資等を支援

01

海外直接投資型

グローバルな製品・サービスの
開発・提供体制を構築する！

02

海外市場開拓型

海外顧客に対して、
市場を開拓する！

03

インバウンド
市場開拓型

訪日外国人観光客に対して、
市場を開拓する！

04

海外事業者との
共同事業型

外国法人と共同研究、
共同事業開発に伴う
設備投資を行う！

3. 【取組事例】 ものづくり補助金

取組例 1

金属製品製造業

資本金6,000万円

- ・これまで外注していた航空機用部品の塗装工程が、コロナの影響を受けて計画通りの生産が困難となった。
- ・このため、自ら塗装設備と技術を導入し、塗装の内製化を図ることによって一貫生産体制を構築する。

取組例 2

食料品製造業

資本金1,000万円

- ・全国宅配用の家庭向け冷凍野菜供給に対応するため、チャック機能付き包装設備を導入。
- ・包装能力を拡充するとともに少量・小分け・訴求力の高い商品を開発にも取り組み、新たな供給体制を構築する。

取組例 3

機械器具製造業

資本金2,000万円

- ・無人操作が可能な大型建造機械の需要が拡大。
- ・国内メーカーの世界戦略に合わせ、大型マシニングセンタを導入し、社内の加工ノウハウを活かして大型部品の量産体制を新たに構築する。

取組例 4

建設業

資本金2,000万円

- ・顧客ニーズである「早く、精度良く、安全に」を実現するために、ICTを搭載したグレーダー（整地用建設機械）を導入する。
- ・ICTを搭載することで、測量・施工作業の精度・生産性の向上が図れるほか、災害発生時の初動対応を強化する。

取組例 5

医療業

個人事業主

- ・コロナにより、使用する治療品のサプライチェーンが甚大な被害を受けた。
- ・本事業でCAD／CAMシステムを導入し、デジタル化とIoTの活用によって治療サービス全体の生産性向上を図る。

取組例 6

技術サービス業

資本金1,300万円

- ・今回のコロナ危機など不測の事態に備え、プラント等の保守検査を誰にでも対応できるようにする必要がある。
- ・次世代エネルギー等に用いる新素材等での非破壊検査で、簡単に早く検査をできるサービスを確立する。

ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費

令和3年度予算案額 **10.4億円（10.1億円）**

中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816
地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課
03-3501-0645

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業等が行う、革新的なサービス開発、試作品開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する、いわゆる「ものづくり補助金」において、複数の事業者が連携する取組を支援します。
- 「コネクテッド・インダストリーズ」の取組※を日本経済の足腰を支える中小企業等にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。
※ 人、モノ、技術、組織等がデータを介してつながることにより新たな価値創出を図る取組。
- また、地域経済への波及効果をより高めるため、地域経済牽引事業計画の承認を受け、連携して事業を行う中小企業等による設備投資等を支援します。
- 加えて、幹事企業等が主導し、中小企業のデジタル化を加速すべく、前向きな投資を行う中小企業等を束ねて共通システムを面的に導入し、生産性向上を推進する取組を支援します。
- 積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者や、より多くの事業者が参画する連携体を構成してプロジェクトに取り組む事業者を優先的に支援します。

成果目標

- 事業終了後3年で以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（１）企業間連携型

（補助上限額：2,000万円／者、補助率 中小 1/2以内 小規模 2/3以内）

複数の中小企業等がデータを共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト又は、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が、連携して新しい事業を行い、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクトを最大2年間支援します。（連携体は5者まで。）

＜想定される取組例（イメージ）＞

- ・地域の同業他者で顧客情報や在庫情報等を共有するシステムを構築し、経営資源をシェアリング
- ・地域経済牽引事業計画の承認を受けた食品加工事業者とワイナリー事業者が、特殊食品加工機を導入し、連携して地域特産のぶどうを活用した新商品開発に取組み、観光客誘致及び地域の観光産業を活性化。

（２）サプライチェーン効率化型

（補助上限額：1,000万円／者、補助率 中小1/2以内 小規模 2/3以内）

幹事企業等（大企業を含む）が主導し、中小企業等が共通システムを面的に導入し、データ共有・活用することでサプライチェーンを効率化する取組等を支援します。（連携体は10者まで。）

※幹事企業が大企業の場合、当該大企業は補助金支給の対象外。

※企業間連携型は、参画企業全ての事業計画の策定が必要である一方、サプライチェーン効率化型は、幹事企業が代表して事業計画を策定することが可能。

＜想定される取組例（イメージ）＞

- ・サプライチェーンを構成する事業者間で受発注情報や在庫情報を共有するネットワークシステムを構築し、業務を効率化
- ・生産管理システムを導入して各工場の生産プロセスを効率化

(参考) ものづくり補助金 (企業間データ活用型) で想定される取組例

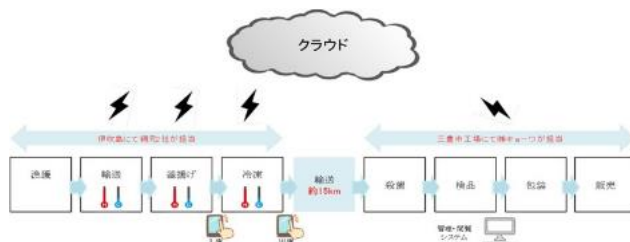
共同開発

- クリーニングの24時間365日の(店舗併設の)受付ボックスの設置・自動引取システムの構築を全国10社のクリーニング店が共同で実施。
- 顧客の待ち時間が短縮され、24時間利用が可能となる。また、顧客データをクリーニング店間で共有・分析し、無人化へのシフト・災害時協力・引越しの顧客維持・営業力強化等に繋げる。



トレーサビリティ

- 漁業経営者と冷凍食品製造業者が連携することで、伊吹島の「幻の漁師食材」となっていた「釜揚げいりこ(水揚げ直後に釜茹でされたいりこ)」を冷凍流通網に乗せて管理するトレーサビリティシステムを構築。
- 地元特産品の「いりこ」の付加価値を高めるとともに、HACCP(食品衛生管理基準)に対応することで、大手外食チェーンや海外への販路開拓を企画。



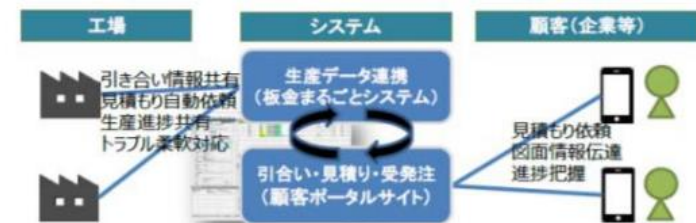
商流・金融EDI連携

- 自動車部品製造に関連する複数の協力企業が、中小企業共通EDIシステムを導入し、今までFAXや電話で行っていた受発注業務を電子化。
- 全銀EDIシステムとの接続も可能となり、消込などの決済業務を自動化。「納品単位での請求・支払」を実現し、サプライチェーン全体の資金繰り改善に寄与。



生産効率化

- ものづくり中小企業が連携し、顧客の引き合い情報・作業進捗・設計情報(CAD/CAMデータ)を共有し、顧客に対して迅速に見積り・納期を通知するシステムを構築。
- 突発的なトラブルへの対応や作業進捗の「見える化」、設計時間の短縮が可能となることで、顧客の引き合い増加及びコスト圧縮。



中小企業生産性革命推進事業の特別枠の改編

令和2年度第3次補正予算案額 2,300億円

中小企業庁 技術・経営革新課
中小企業庁 小規模企業振興課
商務・サービスG サービス政策課

03-3501-1816
03-3501-2036
03-3580-3922

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るため、中小企業のポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させる必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、令和2年度一次・二次補正で措置した特別枠を新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）に改編します。（※現行の特別枠は令和2年12月で募集終了）

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
 - 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後2年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
 - サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- ※ 3事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や賃上げは求めないこととします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【低感染リスク型ビジネス枠における各補助事業の拡充内容】

補助上限・補助率	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金 (設備導入、システム構築)	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円(※)・3/4 ※ 感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円(※)・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円

②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

（補助上限：100万円、補助率：3/4）

小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援し、その取組に資する感染防止対策への投資についても、一部支援します。（※）

※補助対象経費のうち1/4を上限として感染防止対策を支援

＜通常枠＞

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援

＜公募スケジュール＞

- ・5次締切：令和3年6月4日（金）
- ・6次締切：令和3年10月1日（金）
- ・7次締切：令和4年2月4日（金）

小規模事業者持続的发展支援事業(持続化補助金)

～低感染リスク型ビジネス枠～

< 1. 事業概要 >

- 感染拡大防止と事業継続を両立させるために、新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等、前向きな取組を加速化する小規模事業者を対象に支援

< 2. 補助上限額・補助率 >

- 補助上限額：100万円・補助率3／4
補助金総額の1／4以内（最大25万円）を感染防止対策費に充当可能

<対象>

- ・消毒、マスク、清掃
- ・飛沫防止対策
- ・換気設備
- ・その他衛生管理

< 3. 補助対象経費 >

- オンライン化の為のツール・システムの導入、ECサイト構築費 等
※ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に資する取組や感染防止対策費の一部を支援。

< 4. 想定される活用例 >

- ポストコロナ社会を見据えた対人接触機会の減少に資するビジネスモデルへの転換のため、飲食店が大部屋を個室にするための間仕切り設置を行い、予約制とするためのシステムを導入。
- 旅館業が宿泊者のみに提供していた料理をテイクアウト可能にするための商品開発を実施。

< 5. 公募スケジュール >

- 3月公募開始予定

特別措置

<要件>

緊急事態宣言の再発令によって令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年（or対前々年）同月比で30%以上減少していること

<メリット>

- ・感染防止対策費を補助金総額の1／2以内（最大50万円）に引上げ
- ・審査時における加点措置を講ずることにより優先採択

中小企業生産性革命推進事業の特別枠の改編

令和2年度第3次補正予算案額 2,300億円

中小企業庁 技術・経営革新課
中小企業庁 小規模企業振興課
商務・サービスG サービス政策課

03-3501-1816
03-3501-2036
03-3580-3922

事業の内容

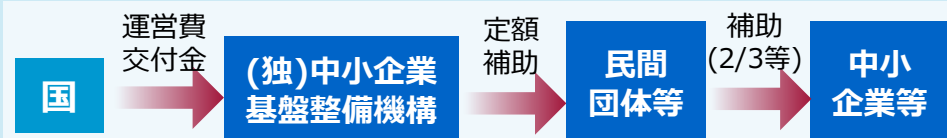
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るため、中小企業のポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させる必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、令和2年度一次・二次補正で措置した特別枠を新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）に改編します。（※現行の特別枠は令和2年12月で募集終了）

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
 - 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後2年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
 - サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- ※ 3事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や賃上げは求めないこととします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【低感染リスク型ビジネス枠における各補助事業の拡充内容】

補助上限・補助率	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金 (設備導入、システム構築)	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円(※)・3/4 ※ 感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円(※)・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

（補助額：100万～1,000万円、補助率：2/3）

対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援します。

②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

（補助上限：100万円、補助率：3/4）

小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援し、その取組に資する感染防止対策への投資についても、一部支援します。（※）
※補助対象経費のうち1/4を上限として感染防止対策を支援

③サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

（補助額：30万～450万円（※）、補助率：2/3）

※テレワーク対応類型は補助上限150万円

複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツールの導入を支援します。また、この中において、テレワーク対応類型を設け、テレワーク用のクラウド対応したITツールを導入する取組を支援します。

<公募スケジュール>

・未定

・IT導入補助金

事務局に登録されたITツールを中小企業・小規模事業者等が導入する場合に支援を行う事業

【参考】IT導入補助金2020 ※本年度分の公募はすべて終了しました

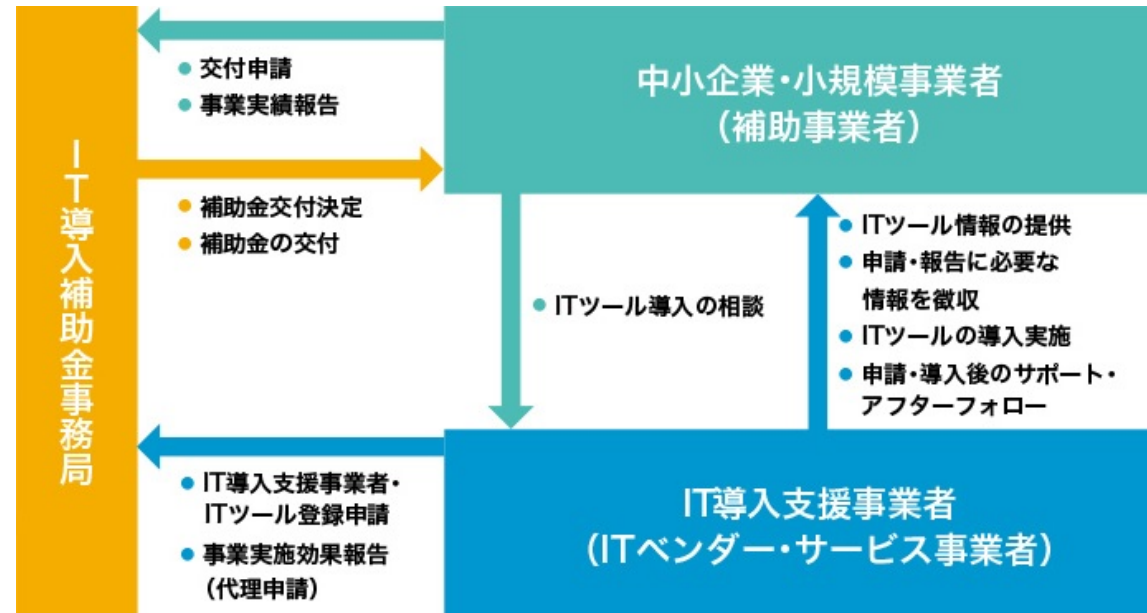
<フロー>

- ①ITベンダー等が事務局に事業者情報及びITツールを登録
 - ②ツール導入を希望する中小企業等とITベンダー等がタッグを組んで補助金申請
- ※ITツールとは、中小企業等の労働生産性向上に資する以下のものを指す

①ソフトウェア（業務プロセス）

②ソフトウェア（オプション）

③役務（付帯サービス）



<類型>

【通常枠】令和元年度補正

バックオフィス業務の効率化等付加価値向上に繋がるITツール導入を支援(補助率1/2)

- ①A類型：1つ以上の業務プロセスを有するソフトウェアの導入(補助額30万円以上150万円未満)
- ②B類型：4つ以上の業務プロセスを有するソフトウェアの導入(補助額150万円以上450万円未満)

【特別枠】令和2年度補正

コロナ対応のため、次の要件を満たすテレワーク環境の整備等を支援

(甲)サプライチェーン毀損への対応 (乙)非対面ビジネスモデルへの転換 (丙)テレワーク環境の整備

- ①甲ツールのみ導入する場合、補助率2/3以内
- ②乙又は丙いずれか一つ以上導入する場合、補助率3/4以内

※【特別枠】についてはハードウェアのレンタル費用も補助対象

・IT導入補助金

IT導入補助金2021（仮称）【令和2年度3次補正】

新型コロナウイルス感染症が事業環境に影響を及ぼす中、**事業の非対面化・非接触型への転換に資する複数のプロセスに対応したツールの導入に係る支援等**の前向きな投資を支援するため、【特別枠】を次のとおり見直し。

【C類型（低感染リスク型ビジネス類型）】 補助額30万円～450万円 **補助率2/3**

- ①導入するITツールが非対面・非接触に資するものであること
- ②業務プロセスが2プロセス以上含まれるITツールを導入すること
- ③導入したITツールが業務プロセス間において連携し、業務上の情報の共有が行われることで、複数の業務工程が広範囲に非対面化、DX化されること

【D類型（テレワーク類型）】 補助額30万円～150万円 **補助率2/3**

- ①・②連携類型と同じ、③導入するITツールがクラウドに対応していること

<導入事例>

○事例①：勤怠管理を手作業で行っている。転記ミスやタイムカードの集計作業にかかる時間が課題
→**人事管理・給与システムを導入**。タイムカードと給与システムが連携することで業務時間とミスを削減

○事例②：受発注の管理をエクセルにより手入力で行っていたが、頻繁な修正対応等に膨大な手間を取られていた
→**RPAツールを導入**。PCで行う固定業務をツールにより自動化。業務時間の短縮を実現

○事例③：「長年の勘」に頼った仕入れや売上げの推移予測から脱却を図りたい
→**販売管理システムを導入**。需給予測・採算管理がIT化されたことで業務の分担・引き継ぎが可能に。また売上もUP

【参考】IT導入補助金活用事例集：https://www.it-hojo.jp/r01/doc/pdf/r1_itkatsuyo.pdf

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金

令和2年度第3次補正予算案額 **2,108億円**

事業の内容

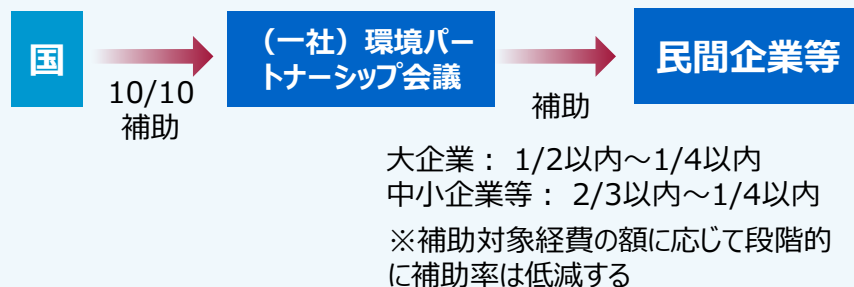
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、国内の生産拠点の確保等を進めます。
- 具体的には、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内で生産拠点等を整備しようとする場合に、その設備導入等を支援します。

成果目標

- 国内における生産拠点等の整備を進め、製品等の円滑な確保を図ることでサプライチェーンの分断リスクを低減し、我が国製造業等の滞りない稼働、強靱な経済構造の構築を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

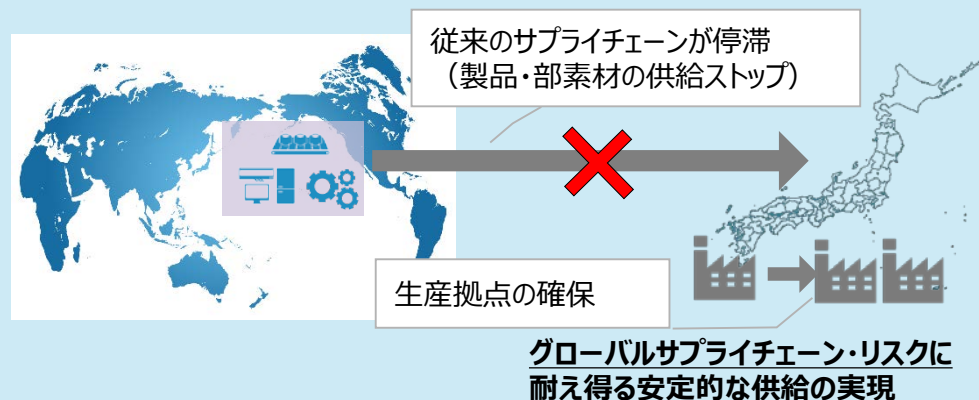


※補助対象経費：建物・設備の導入

事業イメージ

(1) 生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備

(例) 半導体関連、電動車関連等、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品の生産拠点を日本国内に確保



(2) 国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材の生産拠点等整備

(例) 感染症への対応等のために必要不可欠な物資・原材料等に係る国内における生産拠点整備を確保



戦略的基盤技術高度化・連携支援事業

中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816

令和3年度予算案額 **109.0億円（131.2億円）**

事業の内容

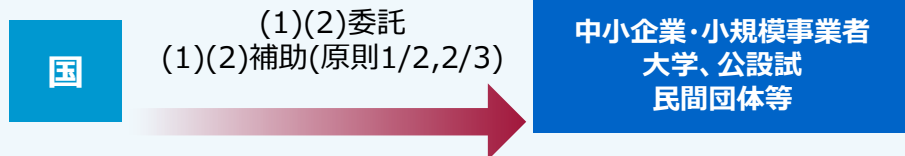
事業目的・概要

- 我が国の経済を活性化するためには、事業者の大部分を占める中小企業等を重点的に支援していくことが重要であり、中小企業等を中心とした継続的なイノベーション創出に向けた支援の強化が必要です。
- このため、中小企業等におけるイノベーションの創出を図るべく、中小企業等が産学官連携して行う研究開発や新しいサービスモデルの開発等のための事業を支援します。

成果目標

- 戦略的基盤技術高度化支援事業及び商業・サービス競争力強化連携支援事業においては事業終了後5年時点で以下の達成を目指します。
 - ・事業化を達成するプロジェクトが50%超
 - ・売上累計額が総予算投入額の150%超
 - ・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上 等

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）

- 精密加工、表面処理、立体造形などのものづくり基盤技術の向上を図ることを目的として、中小企業等が、大学・公設試等と連携して行う、研究開発、その成果の販路開拓に係る取組等に対して最大3年間の支援を実施します。
- また、ものづくり中小企業のビジネスマッチングサイトである「サポインマッチ・ナビ」について、事業者同士のマッチングの機会を増やすことや展示会への出展を支援すること等を通じ、研究開発成果の事業化及び事業拡大を後押しします。

✓ 補助上限額：4,500万円

※ 3年間の総額で9,750万円、単年度で4,500万円を超えない範囲で補助を受けることが可能

✓ 補助率：原則2/3以内

(2) 商業・サービス競争力強化連携支援事業（サビサポ事業）

- 中小企業が、異分野の中小企業や大学・公設試等と連携し、革新的なサービスモデルの開発等を行う取組について、最大2年間の支援を実施します。

✓ 補助上限額：3,000万円

※ 2年度目は初年度の交付決定額を上限

✓ 補助率：1/2以内 ※AI・IoT等の先端技術活用の場合は2/3以内

➤ 特定もののづくり基盤技術とは

中小企業等経営強化法のもと定められた「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に基づいて「中小企業の特定もののづくり基盤技術の高度化に関する指針（高度化指針）」が策定されている。

1. デザイン
開発技術

2. 情報処理
技術

3. 精密加工
技術

4. 製造環境
技術

5. 接合・実装
技術

6. 立体造形
技術

7. 表面処理
技術

8. 機械制御
技術

9. 複合・
新機能材料技術

10. 材料製造
プロセス技術

11. バイオ
技術

12. 測定計測
技術

➤ 上記 12 分野の「特定もののづくり基盤技術」ごとに、達成すべき高度化目標など、中小企業が目指すべき技術開発の方向性が定められている。

基本方針 高度化指針

検索

1. 公募期間

- 2月開始予定。具体的な日程は調整中。
- 公募要領等の掲載ページ（中小企業HP「新着情報」）にてご連絡。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/index.html>

2. 対象となる事業

- 製品化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組
（注）中小企業が受け取る補助金額が、
全体の「2/3」以上であることが必要。

3. 対象者

- 中小企業を含む2者以上の共同体
（注）事業管理機関、研究実施機関を含む2者以上。
事業の中核的な役割を中小企業が担う必要があります。

（上記は、現時点での内容であり、今後、変更が生じる可能性があります）

4. 補助対象経費

- **物品費**： 設備備品費、消耗品費
- **人件費・謝金**： 人件費（研究員費、管理員費、補助員雇上費）、謝金
- **旅費**
- **その他**： 外注費、印刷製本費、会議費、運搬費、技術導入費、知財関連経費、マーケティング調査費 等
- **委託費**
- **間接経費**

5. 補助事業期間、補助金額、補助率

補助事業期間	2年度又は3年度
補助金額 (上限額)	補助事業あたり 単年度 4, 5 0 0万円以下 3年度の合計で 9, 7 5 0万円以下
補助率	原則 2 / 3 以内

（上記は、現時点での内容であり、今後、変更が生じる可能性があります）

6. 共同体の構成（令和2年度）

①事業管理機関 （必須）

- ・ 国との“実質的な”契約者
- ・ 運営管理・共同体内の相互調整
- ・ 研究開発成果の普及
- ・ 補助事業の遂行・経理管理における責任を有する
- ・ 財政的健全性を有していること

③従たる 研究等実施機関（推奨）

- ・ 研究開発を実施する研究者が所属する大企業、中小企業、大学・公設試等

総括研究代表者(PL)
副総括研究代表者(SL)

共同体構成員に所属
（いずれか1名は、必ず主たる研究等実施機関の研究員であること）

②主たる 研究等実施機関（必須）

- ・ 本事業において中核的に研究開発等を実施する中小企業・小規模事業者
- ・ 「みなし大企業」は主たる研究等実施機関として本事業に参画することはできない（注）

（注）詳細は、令和3年度公募要領（みなし大企業の定義）参照。
発行済株式の総数による割合だけでなく、
出資金額による割合においても、
一定の割合を満たす必要がある。

④アドバイザー （推奨）

- ・ 補助金の交付を受けない、補助的な役割を担う者
- ・ 有識者等研究者、大学・公設試等、川下製造業者（研究開発成果を利用する者）等

7. 直近の採択実績

年度	予算額 (億円)	全国採択件 数 (件)	関東申請件 数 (件)	関東採択件 数 (件)
平成26年度	126.0	150	135	43
平成27年度	138.6	143	111	44
平成28年度	139.7	113	107	35
平成29年度	130.0	108	96	22
平成30年度	130.0	122	103	29
令和 元年度	131.0	137	93	38
令和 2年度	131.2	105	115	33

※令和2年度は、全国326件の応募に対し採択105件（倍率約3.1倍）

8. 審査基準（令和2年度）

I. 技術面

- ①技術の新規性・独創性及び革新性
- ②研究開発目標値の妥当性
- ③目標達成のための課題と解決方法及びその具体的実施内容
- ④研究開発の波及効果

II. 事業化面

- ①目標を達成するための経営的基礎力
- ②事業化計画の妥当性
- ③事業化による経済効果

III. 政策面

- ①産業政策との整合性
- ②中小企業政策との整合性



審査基準の詳細は、
令和3年度公募要領を参照ください。
審査の観点・拠り所を
十分に踏まえてご準備ください。

民間金融機関を通じた資金繰り支援(実質無利子融資の年度内実施、新保証制度保証料補助)

令和2年度第3次補正予算案額 **1兆8,980億円** <うち財務省計上1兆699億円>

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症により売上高が減少した中小・小規模事業者等に対して令和2年5月1日より開始した、都道府県等の制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子・無担保、保証料補助について、年度末の資金需要の増加による日本公庫等の窓口ひっ迫に対応するため、来年3月まで実施します。
- また、今般の経済対策を踏まえ、①中小・小規模事業者等の経営改善等の取組に係る新たな信用保証制度の創設、②早期の事業再生に向けた取り組みを促す信用保証制度の拡充により、ポストコロナ時代に対応した経済構造の転換・好循環の実現を目指します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業主等の資金繰りを円滑化

条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助（0.8兆円）【経産省計上】



出資（1.1兆円）【財務省計上】



事業イメージ

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小・小規模事業者等が、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む場合に、保証料の一部を補助する制度を創設。
- ② 中小企業再生支援協議会や経営改善サポート会議等の支援により作成した事業再生計画を実行するために必要な資金を保証付融資で支援する「経営改善サポート保証」の据置期間を5年に延長した上で、保証料の一部を補助をする制度に拡充。

（対象要件）

①	保証限度額	4,000万円
	保証期間	10年以内
	据置期間	5年以内
	金利	金融機関所定
	保証料（事業者負担分）	0.2%（補助前は原則0.85%）
	売上減少要件	▲15%
	その他	・ セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けていること ・ 今後取り組む事項（アクションプラン）を作成すること ・ 金融機関が継続的な伴走支援をすること

②	保証限度額	2.8億円
	保証期間	15年以内（一括返済の場合1年以内）
	据置期間	5年以内
	金利	金融機関所定
	保証料（事業者負担分）	0.2%（補助前は原則0.8%-1.0%）
	その他	・ 中小企業再生支援協議会や経営改善サポート会議等の支援により作成した事業再生計画を実行すること

資金繰り支援

緊急事態宣言再発令（1月8日）に伴う対応

- 政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資については、これまでに230万件、43兆円を超える融資・保証を実施。
これまでの実績も踏まえて、3次補正予算において追加で総額29兆円規模（予算額3兆2,049億円）の融資・保証枠を確保。
- また、政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資の実質無利子等となる上限額を引き上げ
（4,000万円/2億円⇒6,000万円/3億円）
※日本公庫は1月22日（金）、商工中金は2月1日（月）から運用開始。民間は自治体により異なるが、大半が運用開始済。

日本公庫（中小）	商工中金	日本公庫（国民）	民間（信用保証）
2億→3億	2億→3億	4000万→6000万	4000万→6000万

緊急事態宣言の延長に対する対応

- 迅速な資金繰り支援を行うために1月22日より実施している、日本政策金融公庫等における実質無利子・無担保融資等における、「直近1ヶ月」の売上減少（※）要件を、「直近2週間以上」での比較も可とする運用を3月末まで継続。
- （※）個人事業主▲5%、小規模事業者▲15%、中規模事業者▲20%。
- さらに、改めて、関係省庁より、政府系・民間の金融機関に対して、中堅企業への資金繰り支援も含め、一定期間の返済猶予や最大限柔軟な対応などを要請する予定。

事業承継・事業引継ぎ推進事業

令和2年度第3次補正予算案額 **56.6億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、地域の貴重な経営資源を散逸させることなく、次世代へ引き継ぐため、事業承継・引継ぎを支援するとともに、事業承継・引継ぎ後に行う新たな取組等を支援します。
- 具体的には、事業承継・引継ぎ補助金によって、事業承継・引継ぎを契機とする業態転換や多角化を含む新たな取組や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用等を支援します。
- また、事業承継・引継ぎにおいて後継者教育の重要性が指摘されていることを踏まえ、後継者教育の型を提示するため、承継トライアル実証事業を行います。
- さらに、感染症の影響下における事業承継・引継ぎに対応するため、各都道府県に設置される事業引継ぎ支援センターの体制を整備します。

成果目標

- 感染症の影響下においても、円滑な事業承継・引継ぎを実現し、対象企業の生産性向上や、地域の貴重な経営資源の維持を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 事業承継・引継ぎ補助金

- 事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組（設備投資、販路開拓等）や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等）の一部を補助します。

支援類型		補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合
① 事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助				
創業支援型	他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した事業者への支援	2/3	400万円	200万円
経営者交代型	親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援	2/3	400万円	200万円
M&A型	M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ事業者への支援	2/3	800万円	200万円
② 事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助				
専門家活用型		2/3	400万円	200万円 (売り手のみ)

- また、中小企業が事業承継・引継ぎを検討する機会を提供する説明会等の実施を支援します。

※説明会等の開催方法等については、開催時における政府や開催地自治体のイベント開催に関する方針に従うこととする。

(2) 承継トライアル実証事業

- 実証事業により、後継者に求められる素養・能力と、それらを習得するために必要な後継者教育の型を明らかにします。

(3) 事業引継ぎ支援センターの支援体制の整備

- 事業者のニーズに対して適切な相談対応やマッチング支援を行うため、事業引継ぎ支援センターの支援体制を整備します。

事業承継・世代交代集中支援事業

令和3年度予算案額 16.2億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業の雇用や技術などの貴重な経営資源を次世代へ引き継ぎ、地域のサプライチェーンを維持するため、中小企業の事業承継・引継ぎを支援するとともに、事業承継・引継ぎ後に行う新たな取組等を支援します。
- 具体的には、事業承継・引継ぎ後の設備投資・販路開拓などの新たな取組や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の土業専門家の活用費用等を支援します。

成果目標

- 事業承継・引継ぎ補助金により、年間約500者の事業承継・引継ぎ及びその後の経営革新などを後押しすることで、事業承継・引継ぎの円滑化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率など）



事業イメージ

事業承継・引継ぎ補助金

- 経営者交代型・M&A型では、事業承継・事業引継ぎを契機に、経営革新などに挑戦する中小企業に、設備投資・販路拡大の支援を行います。
- 専門家活用型では、譲渡側・譲受側双方の土業専門家の活用に係る費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用（買収に伴うリスク調査）、企業概要書作成費用など）を補助します。
- 経営資源を譲渡した事業者の廃業費用も補助します

イメージ



支援類型		補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助				
経営者交代型	親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援	1 / 2	250万円	+200万円
M&A型	M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ事業者への支援	1 / 2	500万円	+200万円
②事業引継ぎ時の土業専門家の活用費用の補助				
専門家活用型		1 / 2	250万円	200万円 （売り手のみ）

カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発に対する 継続的な支援を行う基金事業（仮称）

産業技術環境局 環境経済室
03-3501-1770
資源エネルギー庁 需給政策室
03-3501-2669

令和2年度第3次補正予算案額 **2.0兆円**

事業の内容

事業目的・概要

- 2050年までのカーボンニュートラル目標は、「今世紀後半のなるべく早期」という従来の政府方針に比べ大幅な前倒しで、現状の取組を大幅に加速することが必要です。
- 当該目標に向け、我が国の温室効果ガス排出の約85%をエネルギー起源CO2が占めていることを踏まえ、エネルギー転換部門の変革や、製造業等の産業部門の構造転換を図るため、革新的技術の早期確立・社会実装を図ります。
- 2050年までに、新たな革新的技術が普及することを目指し、今後策定されるグリーン成長戦略の「実行計画」を踏まえ、具体的な目標年限とターゲットへのコミットメントを示す企業の野心的な研究開発を、今後10年間、継続して支援します。

成果目標

- 政府資金を呼び水として、民間企業の研究開発・設備投資を誘発することが見込まれます。また、世界で3,000兆円規模のESG資金を国内の事業に呼び込み、経済と環境の好循環を実現します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助（基金造成）

委託/補助

国

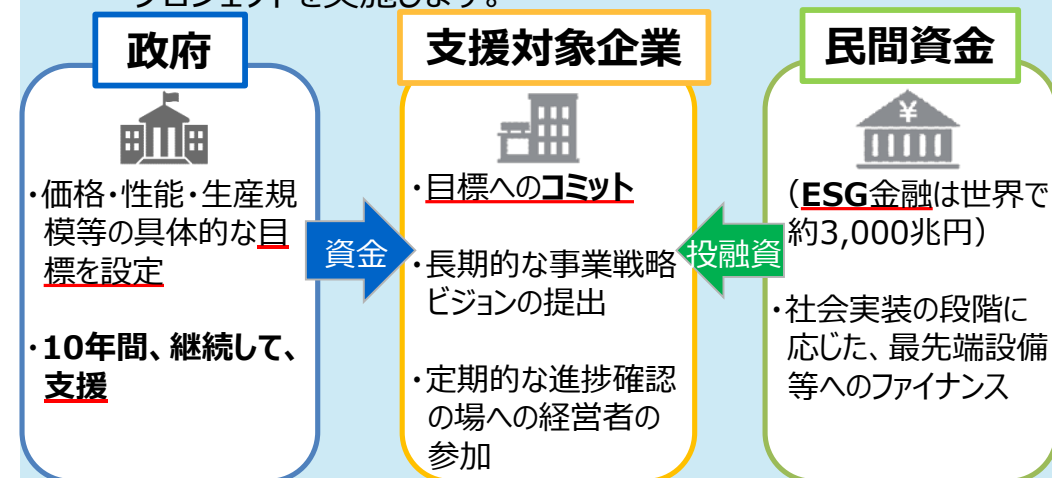
NEDO

民間企業等

事業イメージ

- NEDOに基金を設け、具体的な目標年限とターゲットへのコミットメントを示す民間企業等に対して、今後10年間、継続して支援を行うことで、革新的技術の早期確立・社会実装を図ります。
- カーボンニュートラル社会の実現に必須となる3つの要素、
 - ① 電化と電力のグリーン化（次世代蓄電池技術等）
 - ② 水素社会の実現（熱・電力分野等を脱炭素化するための水素大量供給・利用技術等）
 - ③ CO2固定・再利用（CO2を素材の原料や燃料等として活かすカーボンリサイクルなど）

等の重点分野について、社会実装につながる研究開発プロジェクトを実施します。



【参考】2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（抜粋）

（１）予算（グリーンイノベーション基金）

- 2050年カーボンニュートラルは極めて困難な課題であり、これまで以上に野心的なイノベーションへの挑戦が必要。特に重要なプロジェクトについては、官民で野心的かつ具体的目標を共有した上で、目標達成に挑戦することをコミットした企業に対して、技術開発から実証・社会実装まで一気通貫で支援を実施。
 - （独）NEDOに10年間で2兆円の基金を造成
- カーボンニュートラル社会に不可欠で、産業競争力の基盤となる、①電力のグリーン化＋電化、②熱・電力分野の水素化、③CO2固定・再利用の分野。具体的には、蓄電池、洋上風力、次世代太陽電池、水素、カーボンリサイクルなど、グリーン成長戦略の実行計画と連動。
 - 重点分野ごとに、2050年カーボンニュートラル目標につながる、**意欲的な2030年目標を設定（性能・導入量・価格・CO2削減率等）**し、その実現に向けて、民のイノベーションを、官が規制及び制度面で支援。
- 世界中において脱炭素社会をリードするビジネスの主導権争いが激化している中、研究開発で終わらず社会実装まで行うため、**企業経営者には、この取組を、経営課題として取り組むことへのコミットを求める。**
 - プロジェクトを採択される企業は、採択時において、経営者トップのコミットメントの下、当該分野における長期的な事業戦略ビジョン（10年間のイノベーション計画や経営者直結のチームの組成等）の提出を行う。
 - 経営者自身に対しても、経営課題としての優先順位を明確化させ、プロジェクト成功のための議論をする場への定期的な参画を求める。
- これら経営者のコミットを求める仕掛けを作ることにより、政府の2兆円の予算を呼び水として、民間企業の研究開発・設備投資を誘発（15兆円）し、野心的なイノベーションへ向かわせる。世界のESG資金3,000兆円も呼び込み、日本の将来の食い扶持（所得・雇用）の創出につなげる。

【参考】2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（抜粋）

5. 分野毎の「実行計画」（課題と対応、工程表）

※来春のグリーン成長戦略の改定に向けて
目標や対策の更なる深掘りを検討。
（自動車・蓄電池産業など）

足下から2030年、
そして2050年にかけて成長分野は拡大

エネルギー関連産業

①洋上風力産業
風車本体・部品・浮体式風力

②燃料アンモニア産業
発電用バーナー
（水素社会に向けた移行期の燃料）

③水素産業
発電タービン・水素還元製鉄・
運搬船・水電解装置

④原子力産業
SMR・水素製造原子力

輸送・製造関連産業

⑤自動車・蓄電池産業
EV・FCV・次世代電池

⑦船舶産業
燃料電池船・EV船・ガス燃料船等
（水素・アンモニア等）

⑨食料・農林水産業
スマート農業・高層建築物木造化・
ブルーカーボン

⑪カーボンリサイクル産業
コンクリート・バイオ燃料・
プラスチック原料

⑥半導体・情報通信産業
データセンター・省エネ半導体
（需要サイドの効率化）

⑧物流・人流・
土木インフラ産業
スマート交通・物流用ドローン・FC建機

⑩航空機産業
ハイブリット化・水素航空機

家庭・オフィス関連産業

⑫住宅・建築物産業／
次世代型太陽光産業
（ペロブスカイト）

⑬資源循環関連産業
バイオ素材・再生材・廃棄物発電

⑭ライフスタイル関連産業
地域の脱炭素化ビジネス

産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業

令和2年度第3次補正予算額 46.5億円

事業の内容

事業目的・概要

- 2030年のエネルギーミックス実現、また2050年のカーボンニュートラル実現に向け、コロナ禍の中でも、産業・業務部門における省エネ設備投資を積極的に呼び込むことが重要です。
- このため、大幅な省エネに繋がる産業用ヒートポンプの新設・増設等によるプロセス改善を通じ、大幅なエネルギー消費効率向上を図る事業に対して支援を行います。
- 具体的には、製造工場等の熱プロセスにおいて、一定水準以上の性能を有する高効率なヒートポンプを導入することにより革新的なプロセス改善を行うことで、エネルギー消費効率の大幅な向上を見込む事業に支援を行います。

成果目標

- 設備投資支援を通じ、長期エネルギー需給見通しにおける令和12年度の省エネ目標(5,030万kl)の達成に寄与することを目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

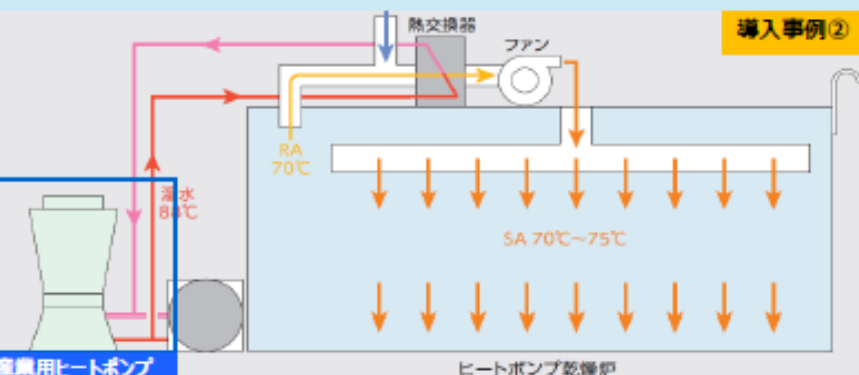
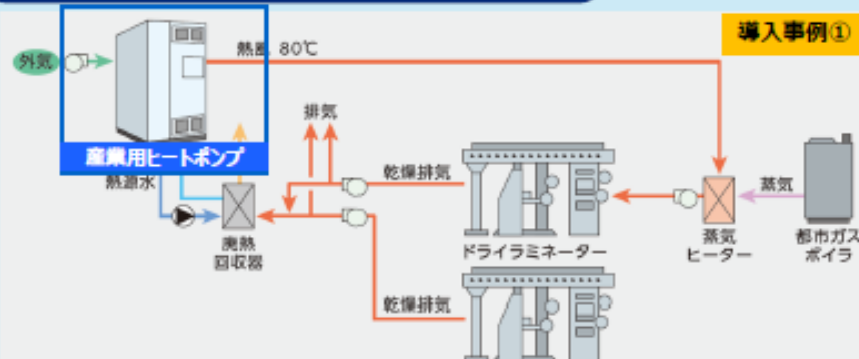


事業イメージ

省エネに繋がる革新的なプロセス改善に必要な設備導入を支援



省エネに繋がる革新的なプロセス改善 (例)



先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

令和3年度予算案額 325.0億円（459.5億円の内数）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課
03-3501-9726

事業の内容

事業目的・概要

- 工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援します。

(A)先進事業：高い技術力や省エネ性能を有しており、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等の導入を行う省エネ投資について、重点的に支援を行います。

(B)オーダーメイド型事業：個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修、複数事業者が連携した省エネ取組に対して支援を行います。

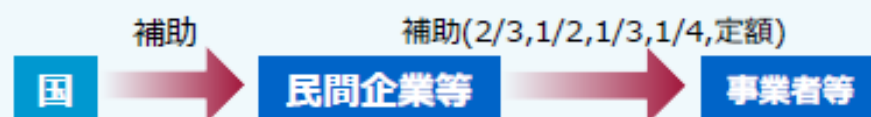
(C)指定設備導入事業：省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援します。

(D)エネマネ事業：エネマネ事業者とエネルギー管理支援サービスを締結し、EMS制御や運用改善により効率的・効果的な省エネ取組について支援を行います。

成果目標

- 令和3年から令和12年までの10年間の事業であり、令和12年度までに本事業含む省エネ設備投資の更なる促進により、原油換算で1,846万klの削減に寄与します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(A)先進事業

「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」等にて検討された先進的な省エネ設備等に係る評価軸・評価項目等に適合する設備等を事前登録し、当該設備等の導入を重点的に支援する。



(B)オーダーメイド型事業

個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備・システム等の複合的な更新により、エネルギー消費効率を改善する省エネ取組を支援。

（例）複数事業者が連携した取組



(C)指定設備導入事業

従来設備と比較して優れた省エネ性能を有する設備への更新を支援。



(D)エネマネ事業

エネマネ事業者（※）の活用による効率的・効果的な省エネ取組を支援。



※エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネを支援する者。

4. 参考情報

- (1)補助金申請のポイント
- (2)中小企業基本法
- (3)よろず支援拠点
- (4)問い合わせ先、メルマガ登録のご案内

4. (1)補助金申請のポイント① 公募要領とは

- 公募要領には、補助金の応募に係る各種ルールが記載されています。
- 公募要領は概ね以下の構成となっています。

①事業の目的

②補助対象者

③補助対象事業

④補助対象経費

⑤補助の内容

⑥申請手続き

(1) 受付期間 (2) 提出先等 (3) 提出資料

⑦採択審査（審査方法・審査基準等）

⑧その他（実地検査、補助金の適正利用に係る留意点等）

※事業により公募要領の構成が大きく異なる場合があります

要件・補助対象等の確認
において押さえておくべき項目

審査のポイントの確認・反映
において押さえておくべき項目

4. (1)補助金申請のポイント② 要件、補助対象等の確認

- 申請の前に、まずは申請するための要件（補助対象事業者かどうか等）
制度の活用可否（補助対象経費、事業実施期間が実態に合っているか）を確認

《 確認のポイント 》

◆ 要件に合っているか

補助対象事業者の要件を満たすか。提出書類が提出可能か。

例：中小企業か、小規模事業者か。

売上げの○%が減少となっているか。

○年度の確定申告書類別表 1。

◆ 制度が活用可能か

補助対象経費は活用したいものが含まれているか。

補助事業期間は実態に合っているか。

例：人件費は補助対象外。設備費が○%以上。

交付決定日から○月○日まで。

○月○日以降の発生した経費を含む。

4. (1)補助金申請のポイント③ 審査ポイントの確認・反映

- 審査の基準を確認し、それに対する答えを記載。加点要素で満たすことが出来るものは積極的に記載。

《 審査のポイント 》

◆ 記載要領や審査基準や加点要素を整理する。

様式に記載要領や審査基準の内容を転記すると書くべき内容が整理しやすい。

◆ サービス・製品や自社の強み、本事業で取り組みたいことを記入する。

例：〇〇地域では初。

◆ 審査基準や加点要素のそれぞれに答えに対応する内容を抜き出す。

◆ 全ての審査要素・加点要素に答えているか

各要素が互いに矛盾していないか、を確認する。

◆ 社会課題への対応、地域貢献・サプライチェーンへの貢献等も記載

4. (1)補助金申請のポイント④ 伝わる表現をすること

- 素晴らしい事業でも申請書類を通して伝わらなければ意味がありません。
- 読み手の負担を減らしながら、伝えたいことを伝える工夫を。

《 伝わる表現の一例 》

◆ 文言を工夫する

見出しを付ける。強調する。(文字を大きくする。下線部を付ける。色を変える。)

◆ 分量を考える

必要な情報は入れつつ、それが埋もれないようコンパクトに。

◆ 専門用語は補足する

業界では当たり前単語も業界外の審査員が見る可能性を踏まえ、分かりやすい単語に置き換えたり、補足しましょう。

◆ 視覚に訴える

図・写真・表・グラフを効果的に用いてイメージが湧きやすいようにする。

◆ 客観性を持たせる

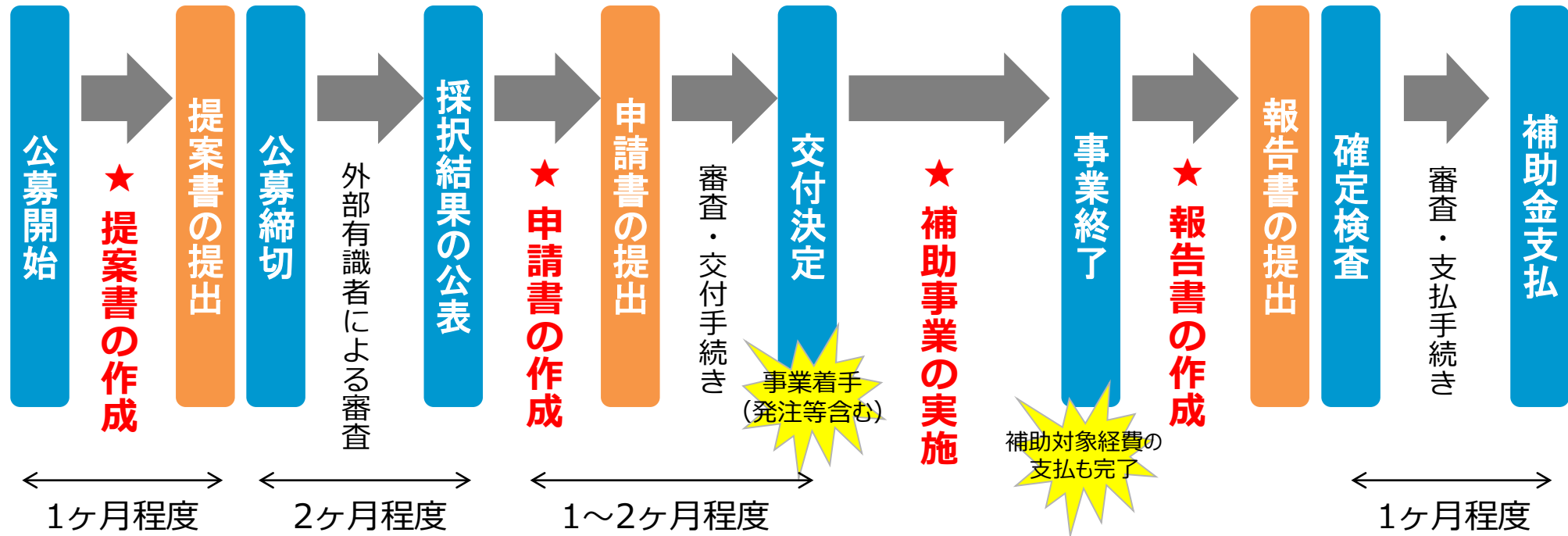
信憑性が伝わるよう数字を使って定量的に表現したり、需要者等の外部の意見を引用する。

【参考】補助金に関する手続きの流れ（例）

- 補助金採択の発表があっても、交付決定日以降でなければ事業に着手（発注）できない。
- 補助金の支払いは、事業終了後に「報告書」を提出し、確定検査を受けた後となる。
- その他、補助金の経理処理及び検査等に関する手引きは以下に公表している。

<補助金の事務処理に関する手引き>

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html



【注】 上記は一般例であり、個々の補助金や案件によって運用等が異なる場合があります。

4. (2) 中小企業等の定義（中小企業基本法）

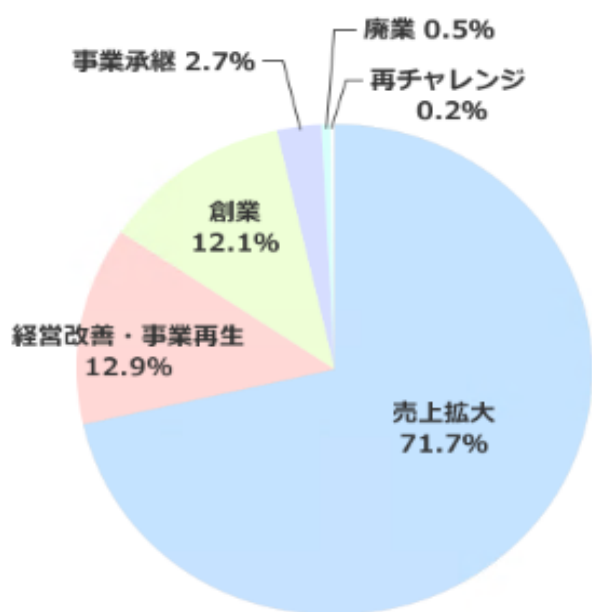
業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

- 上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。
- 中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業（一部を除く）は資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業とする場合があります。
(例：ものづくり補助金／中小企業等経営力強化法)
- 上記要件を満たしても多くの補助金・助成金では「みなし大企業」として大企業と密接な関係を有する企業が補助対象から外れる場合があります。(以下のいずれかに該当する場合)
 - ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- 小規模事業者支援法、中小企業信用保険法、小規模企業共済法の3法においては、政令により宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者を小規模企業としております。

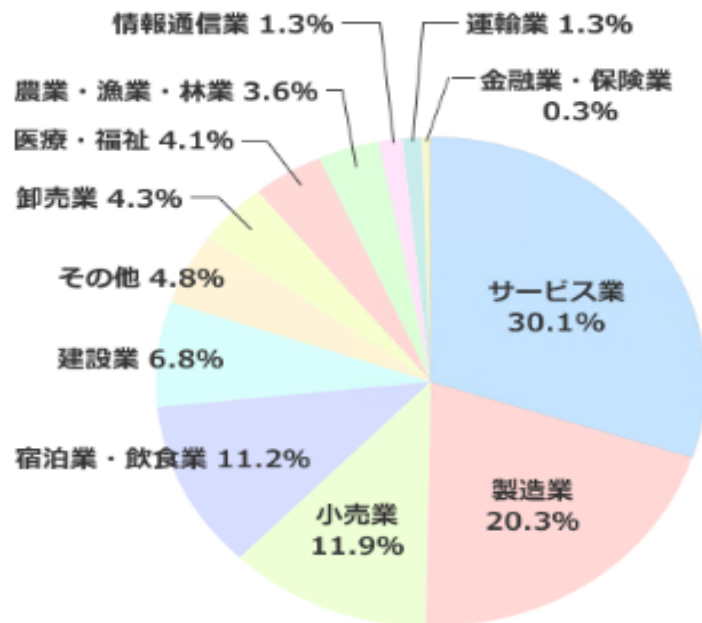
4. (3)よろず支援拠点

- 経営相談幅広く、「無料で」「何度でも」利用が可能。

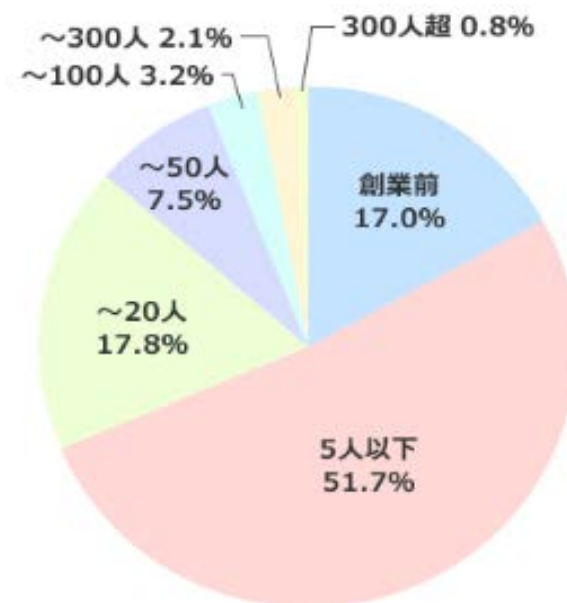
国が各都道府県に設置する中小企業・小規模事業者・創業希望者、NPO法人・一般社団法人・協同組合等のための経営相談窓口。



令和元年度 相談内容内訳



令和元年度 業種別内訳



令和元年度 従業員数別内訳

4. (4)各種支援策のお問合せ先 ※事務局は別団体の場合がありますので、その点ご了承ください。

事業名	担当課室	電話番号
・緊急事態宣言の再発令を受けた支援措置（中小企業者に対する支援（一時金）） ・中小企業等事業再構築促進事業	中小企業課	048-600-0321
・サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金	企業立地支援課	048-600-0271
・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	産業技術革新課	048-600-0236
・小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）	経営支援課	048-600-0331
・サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	デジタル経済課	048-600-0284
・戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）	製造産業課	048-600-0307
事業承継・引継ぎ推進事業 事業承継・世代交代集中支援事業	中小企業金融課	048-600-0425
カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発に対する継続的な支援を行う基金事業（仮称）	地域エネルギー振興室	048-600-0357
産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金	省エネルギー対策課	048-600-0362

ご清聴ありがとうございました

- ・事業計画が大事。（申請書には計画の記載が必要）
- ・計画策定が難しい場合は、まずは身近な相談相手に相談を。（無料相談が多い）
- ・補助金は継続的に措置される。何度でもチャレンジを。

補助金等の公募情報

【関東経済産業局】新着情報配信サービス

https://www.kanto.meti.go.jp/mailmagazine/shinchaku_index.html

【中小企業庁】e-中小企業ネットマガジン

https://www.chusho.meti.go.jp/e_chusho/melma.html

【経済産業省】メールマガジン

<https://www.meti.go.jp/mailexpress/index.html>

【中小企業基盤整備機構】J-Net21新着情報

https://krs.bz/smrj-hp/m/j-net21_entry

（参考）

中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」

<https://mirasapo-plus.go.jp/>

各都道府県のおおぞ支援拠点

<https://yorozu.smrj.go.jp/base/>

本資料に関するお問い合わせ先

関東経済産業局 地域経済部 地域振興課

【TEL】048-600-0267